

# 門川町災害廃棄物処理計画

平成28年3月策定

令和8年3月改訂

門川町

## 目次

第1章 総論	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
(1) 町の役割	3
(2) 関係団体の役割	3
(3) 排出業者の役割	3
(4) 町民の役割	3
第4節 想定する災害	4
(1) 南海トラフ巨大地震	4
(2) 日向灘地震	5
(3) 五十鈴川洪水	5
第5節 対象廃棄物	6
第2章 基本的事項	8
第1節 計画策定に関する基本方針	8
第2節 処理に関する基本方針	9
(1) 平常時対応（事前対策）	9
(2) 応急時対応（初動対策）	9
(3) 復旧・復興時対応	9
(4) 処理期間	12
(5) 地域特性と災害廃棄物処理	12
第3節 情報収集・連絡	14
(1) 門川町災害対策本部との連絡及び収集する情報	14
(2) 県との連絡及び報告する情報	14
(3) 国、近隣他都道府県等との連絡	15
第4節 組織体制	19
(1) 災害廃棄物対策組織の整備	19
(2) 災害廃棄物対策組織の各担当概要	19
(3) 門川町災害廃棄物対策組織構成図	20
第5節 援助協力体制の構築	20
(1) 国・県及び日向市・東臼杵郡などの近隣市町村との連携	21
(2) 民間団体等への支援要請	21
(3) 広域支援体制	23
(4) ボランティアとの連携	23
第6節 町民等への広報・啓発	24
第7節 国庫補助金の活用	25

(1) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金 .....	25
(2) 廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金 .....	25
第8節 安全対策 .....	27
(1) 安全・作業管理の考え方 .....	27
(2) 想定されるリスクと対策 .....	29
第9節 災害廃棄物処理実行計画について .....	30
第10節 平時の備え .....	30
(1) 計画の点検・改定 .....	30
(2) 計画の共有、関係者との連携 .....	31
(3) 職員の教育、研修及び訓練の実施 .....	31
第3章 廃棄物処理について .....	32
第1節 廃棄物処理施設等 .....	32
第2節 災害廃棄物の処理について .....	34
(1) 基本的な考え方 .....	34
(2) 災害廃棄物発生量 .....	34
(3) 処理可能量 .....	36
(4) 処理フローに係る項目 .....	38
(5) 解体・撤去 .....	44
(6) 収集・運搬 .....	45
(7) 中間処理 .....	46
(8) 再資源化 .....	46
(9) 最終処分 .....	47
第3節 片付けごみ .....	48
(1) 片付けごみの回収戦略 .....	48
(2) 無管理の集積所への対応方法 .....	48
第4節 仮置場 .....	48
(1) 仮置場候補地の設置 .....	48
(2) 仮置場の運営 .....	50
(3) 仮置場の分別配置例 .....	54
(4) 仮置場の復旧 .....	54
(5) 必要資機材 .....	55
(6) 仮置場における必要人数 .....	56
(7) 仮置場の必要面積と候補地 .....	56
第5節 津波堆積物の処理について .....	59
(1) 基本的考え方 .....	59
(2) 津波堆積物の発生量 .....	59

(3) 応急対策 .....	59
(4) 組成・性状の把握 .....	60
(5) 撤去 .....	60
(6) 収集・運搬 .....	60
(7) 集積場所等における保管 .....	60
(8) 有効利用・処分 .....	60
第6節 生活ごみの処理について .....	61
(1) 基本的考え方 .....	61
(2) 生活ごみ発生量 .....	61
(3) 生活ごみ処理・処分 .....	62
第7節 適正処理が困難な廃棄物の処理について .....	63
(1) PCB廃棄物 .....	63
(2) アスベスト（廃石綿等） .....	64
(3) その他適正処理が困難な廃棄物の処理方針 .....	65
第8節 公費解体について .....	66
第9節 し尿処理について .....	67
(1) 基本的考え方 .....	67
(2) し尿の発生量 .....	67
(3) し尿の処理・処分 .....	68
(4) し尿処理施設等 .....	69
第10節 風水害における処理対応 .....	69

## 第1章 総論

### 第1節 計画の目的

近年、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震を始めとする未曾有の大災害により、大量の災害廃棄物が発生し、被災した地方自治体でその処理に苦慮している現状にある。また、地震だけでなく、気候変動に伴う降水量の増加により、河川氾濫等の風水害に対するリスクも高まっており、いつ大量の災害廃棄物が発生してもおかしくない状況となっている。

環境省では、東日本大震災で得られた経験や知見を踏まえ、県及び市町村における災害廃棄物処理計画の策定に資することを目的に、平成26年3月に「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」とする。）を策定し、平成30年3月には改定版を公表した。

宮崎県においては、令和3年3月に、災害廃棄物処理への基本的な対応、処理体制等を定めた「宮崎県災害廃棄物処理計画」（以下「県計画」とします。）を改訂した。

門川町（以下「本町」という。）においては、平成28年3月に、大規模な災害等により発生した災害廃棄物処理に際し、迅速かつ適正な処理及びリサイクルの推進を図るとともに、町民の生活環境を確保し、速やかに復興を推進していくことを目的に、門川町災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）を策定した。

本計画策定から10年が経過することを踏まえ、最新の指針等に基づき、門川町地域防災計画等の関連計画と整合を図りながら、大規模災害による被災時の課題を整理し、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な業務内容を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を目指すために改訂した。

## 第2節 計画の位置づけ

本計画は、環境省の定める指針(平成30年改定)に基づき策定するものであり、門川町地域防災計画(令和5年6月一部改正)と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、具体的な業務内容を示した。

本町で災害が発生した際、災害廃棄物等の処理は、本計画で備えた内容を踏まえて進めるが、実際の被害状況等により柔軟に運用するものとする。

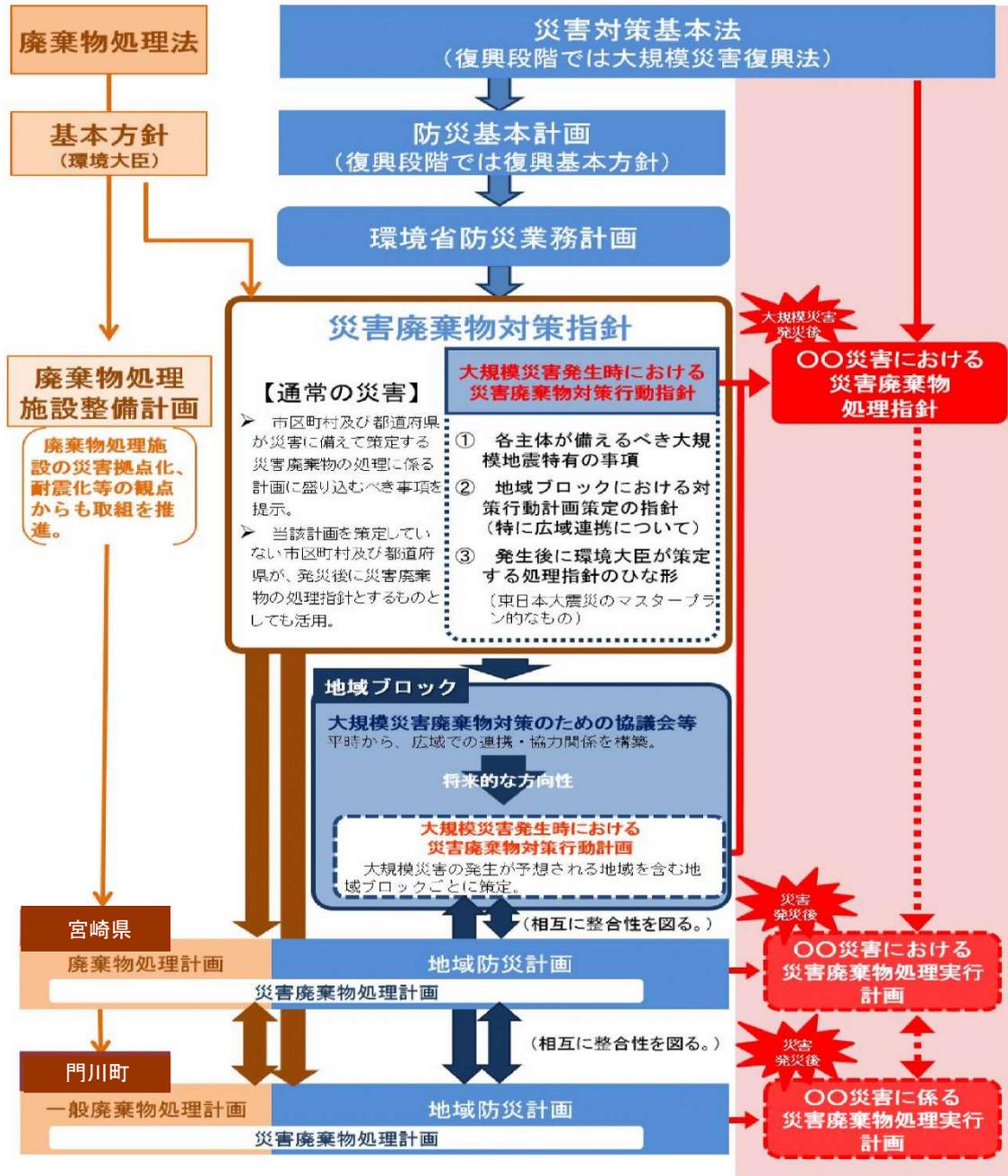


図1 災害廃棄物処理に係る防災体制に関する各種法令・計画の位置付け

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）

### 第3節 各主体の役割

#### (1) 町の役割

- ① 指針等に基づき処理計画を策定し、災害時における応急体制を整備する。
- ② 一般廃棄物処理のため、委託業者・許可業者等と連携し、収集車両や機器等を確保できる体制を整備する。
- ③ 仮設トイレやその管理に必要な備品の調達を早急に行える体制を確立する。
- ④ 日向東臼杵広域連合及び近隣の市町村と調整し、災害時における連絡体制など具体的な相互援助体制を確立する。
- ⑤ 災害廃棄物の発生量を正確に把握するとともに、処理・処分の方法、処理の進行計画、最終処理の完了時期等を含めた実施計画を作成する。
- ⑥ 仮置場候補地の選定、仮置場の設置、維持、管理を行う。
- ⑦ 近隣市町村または県に対して支援の要請を行う。
- ⑧ ボランティアからの支援の申し出に対して、支援内容等について調整を行う。
- ⑨ 町民等から家屋等の解体・撤去申請の受付を行うとともに、優先順位の調整を行う。
- ⑩ 廃棄物処理業者等の関係団体と平常時から災害支援協定の締結を進め、災害時には支援を要請する。
- ⑪ 町民、関係団体等に対する啓発を行う。

#### (2) 関係団体の役割

- ① 廃棄物処理関係事業者、建物解体業者等の関係団体は、平常時における災害廃棄物処理に係る町との協定締結に協力するとともに、災害時には、町からの協力要請に応じて協力するものとする。
- ② 仮置場等の運営管理や災害廃棄物処理に協力する。
- ③ 仮置場の選定、設置、廃止及び現状回復に協力する。

#### (3) 排出業者の役割

- ① 平常時より分別の徹底を行い、災害時にも同様の分別を行うよう努める。
- ② 町が行う災害時の生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれきの排出方法、処理困難物及び有害物質の処理方法等に係る啓発活動に可能な限り参加する。
- ③ 事業者が排出した災害廃棄物は、可能な限り排出事業者の自己処理責任において処理し、適切な分別と再利用・再資源化に努める。
- ④ 町と協議の上、仮置場や搬出道路の確保について可能な限り協力する。

#### (4) 町民の役割

- ① 平常時より分別の徹底を行い、災害時には、排出ルールを守り、廃棄物の円滑な処理

に協力する。

②町が行う災害時の生活ごみの排出方法、建築物の解体に伴うがれきの排出方法、処理困難物及び有害物質の処理方法等に係る啓発活動に積極的に参加する。

③町と協議の上、仮置場や搬出道路の確保について可能な限り協力する。

#### 第4節 想定する災害

本計画で想定する災害については、「南海トラフにおける巨大地震」及び「日向灘地震」、「五十鈴川洪水」とする。

地震の被害想定については、宮崎県が作成した「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」、「日向灘で発生する地震・津波及び被害の想定について（令和3年3月）」に基づいた。また、五十鈴川洪水の被害想定は、宮崎県が作成した「宮崎県管理河川の洪水浸水想定区域（平成30年度）」に基づき、町独自に国土地理院基盤地図データを用いて推計した。

##### （1）南海トラフ巨大地震

被害の項目	被害等の内容
震度	6弱から7（マグニチュード9.1を想定）
津波高（最大値及び平均値）	1.7m、1.2m
死者数、負傷者数	約2,900人～3,600人、約780人～910人
避難者数	約11,000人
建物被害（全壊・消失、半壊）棟数	約3,600棟～4,800棟、約3,800棟～4,300棟
交通施設被害（道路・漁港）	道路：約50箇所、漁港：岸壁6箇所、係留施設10箇所
ライフライン被害（水道・電気・電話）	水道断水率：100%、停電率：97%、不通回線率：98%

なお、県の被害想定については、県内に影響の大きい次の2つのケースについて想定を行っている。

<想定ケース①>

内閣府（2012年）が設定した強震断層モデル（陸側ケース）及び津波断層モデルを用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

<想定ケース②>

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

本町での被害が大きい「想定ケース①」を想定地震とする。

表1 南海トラフ巨大地震における被害棟数（想定ケース①）

地震災害（単位：棟）									
建物全壊棟数				建物半壊棟数				火災	
揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地崩落	津波	揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地崩落	津波	木造	非木造
960	350	20	3,400	1,400	1,600	30	630	19	1

出典：宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月、宮崎県）

## （2）日向灘地震

被害の項目	被害等の内容
震度	6弱から6強（マグニチュード7.6）を想定
津波高（最大値及び平均値）	4.9m、3.9m
死者数、負傷者数	0人～270人、約30人～450人
避難者数	約5,700人
建物被害（全壊・消失、半壊）棟数	約370棟～990棟、約1,800棟～3,200棟
交通施設被害（道路・漁港）	道路：約20箇所、漁港：岸壁8箇所、係留施設15箇所
ライフライン被害（水道・電気・電話）	水道断水率：99%、停電率：93%、不通回線率：93%

県の想定では宮崎県沿岸日向灘で発生すると想定される津波断層モデルとして、宮崎県地震・津波被害想定調査等を基に、「日向灘北部地震」及び「日向灘南部震源」の断層モデルを設定している。想定より門川町で最も被害が大きいとされる、「日向灘北部地震」を想定地震とする。

表2 日向灘北部地震における被害棟数

地震災害（単位：棟）									
建物全壊棟数				建物半壊棟数				火災	
揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地崩落	津波	揺れ	液状化	土砂災害 急傾斜地崩落	津波	木造	非木造
530	350	20	60	1,200	,1600	30	330	28	2

出典：日向灘で発生する地震・津波及び被害の想定について（令和3年3月、宮崎県）

## （3）五十鈴川洪水

宮崎県は、概ね1000年に1回程度の割合で発生する想定最大規模降雨と、概ね30年に1回程度の割合で発生する計画規模降雨により想定される洪水浸水想定区域を指定している。近年、大雨による被害が毎年のように発生しているため、門川町で最も被害の大きい「想定最大規模」と、より発生確率の高い「計画規模」を想定洪水とする。

表3 五十鈴川洪水最大想定規模における被害棟数

水害（単位：棟）						
住家全壊	非住家全壊	住家半壊	非住家半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
295	65	870	191	71	296	736

浸水区域データに基づいて門川町が推計

表4 五十鈴川洪水計画規模における被害棟数

水害（単位：棟）						
住家全壊	非住家全壊	住家半壊	非住家半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
178	19	530	56	48	220	463

浸水区域データに基づいて門川町が推計

## 第5節 対象廃棄物

本計画で対象とする廃棄物は、次のものとする。

- ・災害時に発生する廃棄物

災害時には、通常的生活ごみに加えて、避難所ごみや片付けごみ、仮設トイレ等のし尿を処理する必要がある。

種 類	内 容
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
避難所ごみ	避難所から排出されるごみで、容器包装や段ボール、衣類等が多い。
し尿	家庭等から排出されるくみ取りし尿や浄化槽汚泥、仮設トイレ等からのくみ取りし尿
災害廃棄物	住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去等に伴い廃出される廃棄物

上記の災害廃棄物の種類を詳細に分類すると表5のとおりとなる。

表5 災害廃棄物の種類

区分	種類	内容
地震や水害等の災害によって発生する廃棄物	可燃物 可燃系混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した可燃系廃棄物
	木くず	柱・はり・壁材などの廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団であり、被害を受け使用できなくなったもの
	不燃物 不燃系混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂（土砂崩れにより崩壊した土砂、津波堆積物 <sup>※</sup> 等）などが混在し、概ね不燃系の廃棄物 <sup>※</sup> 海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	廃家電（4品目）	被災家屋から排出される家電4品目（テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫）で、災害により被害を受け使用できなくなったもの <sup>※</sup> リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される小型家電等の家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	腐敗性廃棄物	被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	有害廃棄物 危険物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、CCA（クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物）・テトラクロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物。太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物等
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車 <sup>※</sup> リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う。 <sup>※</sup> 処理するためには所有者の意思確認が必要となる。仮置場等での保管方法や期間について警察等と協議する。
	その他、適正処理が困難な廃棄物	ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、漁網、石こうボード、廃船舶（災害により被害を受け使用できなくなった船舶）など

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P1-9～1-10 を編集

## 第2章 基本的事項

### 第1節 計画策定に関する基本方針

災害廃棄物処理計画策定における基本方針を以下のとおりとする。

#### 災害廃棄物における基本方針

##### ①災害廃棄物の的確な情報収集

災害の場所、状況に応じ、災害廃棄物を計画的に対応するため、廃棄物の状況を的確に把握する。

##### ②衛生的な処理

災害時は、被災者の一時避難、上水道の断絶等の被害が想定され、その際に大量に発生する生活ごみやし尿については、防疫のために生活衛生の確保を最重要事項として対応する。

##### ③迅速な対応・処理

生活衛生の確保、地域復興の観点から、災害廃棄物の処理については、あらゆる変化にも迅速に対応できるよう処理を行う。発災初期の段階での国、他県自治体等の支接受入、県による事務代行等による処理の迅速化を図る。

##### ④計画的な対応・処理

災害による道路の寸断や一時的に多量に発生する災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置などにより災害廃棄物を効率的に処理する。

災害廃棄物の処理は、地域復興と連携して行う。又、災害廃棄物の処理が収束すると、引き続き通常の清掃業務に移行する。

そのため、災害時だけではなく、通常業務への移行についても十分に考慮し計画的に処理を行う。

##### ⑤環境に配慮した処理

徹底した災害廃棄物の分別を実施し、震災時においてもリサイクルを推進する。

家屋等解体の際のアスベスト飛散防止対策、野焼きの防止、ダイオキシン類対策等に配慮する。

##### ⑥安全作業の確保

災害時の清掃業務は、ごみの組成・量の違い、危険物の混入などに伴い、通常業務と異なることが想定されるため、作業の安全性の確保を図る。

## 第2節 処理に関する基本方針

災害廃棄物の処理は、災害時の状況等から、平常時、応急時及び復旧・復興時の段階に区分され、それぞれの段階において以下のように対応することとする。

### (1) 平常時対応（事前対策）

＜平常時：災害発生までの期間＞

災害廃棄物の処理を行う上での基本情報や体制を整備しておくことにより、災害発生時に速やかな対応が可能となるので、特に重要となる次の事項を基本として、準備を進める。

- ①情報の収集・更新
- ②体制の整備・構築
- ③仮置場の選定・確保
- ④災害廃棄物処理のシュミレーション
- ⑤町民への啓発
- ⑥廃棄物処理施設における耐震化、必要機材の備蓄などの災害対策の実施

### (2) 応急時対応（初動対策）

＜応急時：災害発生直後の人命救助から生活再開までの1～2週間程度＞

本格的な災害廃棄物の処理を行うために、情報の収集・整理、災害廃棄物処理体制の構築を早急に行う。一方、応急時の状況としては情報の不足、人員の不足等が想定されるため、応急時対応の基本方針は、以下のとおりとする。

- ①迅速かつ正確な情報の収集・伝達
- ②災害時の状況に即応した体制の整備
- ③災害廃棄物の処理のための組織設置準備、実施計画の作成
- ④必要機材、仮置場等の迅速な確保
- ⑤廃棄物処理施設の被害状況把握
- ⑥環境にも配慮した仮設処理施設等の迅速な設置と処分先の確保
- ⑦効率的な（徹底した）後方活動
- ⑧災害対策本部等を介した自衛隊・警察・消防等との連携

### (3) 復旧・復興時対応

＜復旧・復興時：災害発生後、復旧・復興対策時から通常処理体制に移るまで＞

災害廃棄物の計画的な処理を実施するうえで、復旧・復興時における処理の基本方針は以下のとおりとする。

- ①安全作業の確保
- ②衛生的な処理
- ③迅速な処理・対応

④計画的な処理

⑤環境に配慮した処理

⑥再資源化の推進

発災後の各フェーズで行う業務の概要は、表6及び表7のとおりである。各フェーズについては、災害規模等により異なるが、初動期は発災から7日程度まで、応急対応は、発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対策後から1年程度を目安とする。

表6 災害廃棄物等処理（被災者の生活に伴う廃棄物）

項 目		内 容
初動期	生活ごみ 避難所ごみ 等	ごみ焼却施設等の被害状況の把握、安全性の確認
		収集方法の確立・周知・広報
		避難所ごみ等生活ごみの保管場所の確保
		感染性廃棄物への対策
	仮設トイレ 等のし尿	仮設トイレ（簡易トイレを含む）消臭剤や脱臭剤等の確保
		仮設トイレの必要数の把握
		仮設トイレの運搬、し尿の汲取り運搬計画の策定
		仮設トイレの設置
		し尿の受入施設の確保（設置翌日からし尿収集運搬開始：処理、保管先の確保）
		仮設トイレの管理、し尿の収集・処理
	応急対応 （前半）	生活ごみ 避難所ごみ 等
ごみ焼却施設等の補修体制の整備、必要資機材の確保		
収集状況の確認・支援要請		
生活ごみ・避難所ごみの保管場所の確保		
収集運搬・処理体制の確保		
処理施設の稼働状況に合わせた分別区分の決定		
収集運搬・処理の実施・残渣の最終処分		
ごみ焼却施設等の補修・再稼働の実施		
仮設トイレ 等のし尿		収集状況の確認・支援要請
		仮設トイレの使用方法、維持管理方法等の利用者への指導（衛生的な使用状況の確保）
復旧・復興	仮設トイレ 等のし尿	避難所の閉鎖、下水道の復旧等に伴う仮設トイレの撤去

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p. 1-15を一部修正

表7 災害廃棄物等処理（災害によって発生する廃棄物）

項 目		内 容
初動期	自衛隊等との連携	自衛隊・警察・消防との連携
	発生量	被害状況等の情報から災害廃棄物の発生量の推計開始
	収集運搬	片付けごみ回収方法の検討
		住民、ボランティアへの情報提供（分別方法、仮置場の場所等）
		収集運搬体制の確保、ボランティアとの連携
		収集運搬の実施
	撤去	通行障害となっている災害廃棄物の優先撤去（関係部局との連携）
	仮置場	仮置場の候補地の選定
		受入に関する合意形成
		仮置場の確保・設置・管理・運営、火災防止策、飛散・漏水防止策
		仮置場必要面積の算定
	仮置場の過不足の確認、集約	
	環境対策	仮置場環境モニタリングの実施（特に石綿モニタリングは、初動時に実施することが重要。実施に際しては、環境保全担当と連携）
	有害廃棄物・危険物対策	有害廃棄物・危険物への配慮
破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	既存施設（一般廃棄物・産業廃棄物）を活用した破砕・選別・中間処理・再資源化・最終処分	
	処理可能量の推計	
	腐敗性廃棄物の優先的処理	
進捗管理	進捗状況記録、課題抽出、評価	
各種相談窓口の設置	損壊家屋等の撤去（必要に応じて解体）等、各種相談窓口の設置（立ち上げは初動期が望ましい）	
住民等への啓発広報	住民等への啓発・広報	
応急対応（前半）	発生量	災害廃棄物の発生量の推計（必要に応じて見直し）
	実行計画	実行計画の策定・見直し
	処理方針	処理方針の策定
	処理フロー	処理フローの作成、見直し
	処理スケジュール	処理スケジュールの検討・見直し
	撤去	倒壊の危険のある建物の優先撤去（設計、積算、現場管理等を含む）（関係部局との連携）
	環境対策	悪臭及び害虫防止対策
	有害廃棄物・危険物対策	所在、発生量の把握、受入・保管・管理方法の検討、処理先の確定、撤去作業の安全確保 PCB、テトラクロロエチレン、フロンなどの優先的回収
	破砕・選別・中間処理・	広域処理の必要性の検討

項 目		内 容
	再資源化・最終処分	仮設処理施設の必要性の検討
(後半) 応急対応	破砕・選別・中間処理・ 再資源化・最終処分	広域処理の実施
		仮設処理施設の設置・管理・運営
		港湾における海底堆積ごみ、漂流・漂着ごみの処理
	各種相談窓口の設置	相談受付、相談情報の管理
	収集運搬	広域処理する際の輸送体制の確立
復旧・復興	撤去	撤去(必要に応じて解体)が必要とされる損壊家屋等の撤去(必要に応じて解体)(設計、積算、現場管理等を含む)
	仮置場	仮置場の集約
		仮置場の復旧・返却
破砕・選別・中間処理・ 再資源化・最終処分	仮設処理施設の解体・撤去	

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p.1-14を一部修正

#### (4) 処理期間

地震災害については、発生から概ね3年以内、水害については発生から1年以内での処理完了を目指す。災害の規模や災害廃棄物の発生量に応じて、適切な処理期間を設定する。

#### (5) 地域特性と災害廃棄物処理

本町は、北緯32度26～32分、東経131度30～43分の宮崎県北部に位置し、東西32キロメートル、南北8キロメートル。総面積は120.48㎢。北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面している。

また、延岡市中心部の商業地域より、国道10号線を南に約8キロメートル、日向市の中心商業地より北に約6kmの地点にある。

町内の主要河川は、隣接する美郷町から流下する二級河川の五十鈴川水系と、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。各河川では、台風の影響による洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をもたらしてきたことが町誌にも記録されている。

近年の河川災害の記録は、平成5年8月10日の台風7号、平成9年9月12日の台風19号、平成16年10月20日台風23号、平成28年9月19日台風16号に起因する五十鈴川の氾濫による被害である。

町内には、有害物質等を取り扱う企業等はないものの、沿岸漁業や養殖業、農業園芸が盛んであることから、漁船や養殖いかだ、園芸ハウスや燃料タンク等が被災、廃棄物となった場合の対応を検討しておく必要がある。

本町では、日向東臼杵広域連合の施設でごみの中間処理業務を行っている。災害廃棄物処理事務の実施に際しては、災害規模によっては連合構成市町村も被災する可能性もあることから、処理能力を超える廃棄物が発生すると想定されるため広域的な連携を図る必要

がある。また、一般廃棄物の収集運搬及び処理の許可業者もいることから、これら民間のノウハウや資材等の活用を検討しておくことが有効である。



図2 本町の位置図

### 第3節 情報収集・連絡

#### (1) 門川町災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表8に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

表8 災害対策本部から収集する情報の内容

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
避難所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所名</li> <li>・各避難所の避難者数</li> <li>・各避難所の仮設トイレ数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トイレ不足数把握</li> <li>・生活ごみ、し尿の発生量把握</li> </ul>
建物の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町町村内の建物の全壊及び半壊棟数</li> <li>・各町町村の建物の焼失棟数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要処理廃棄物量及び種類等の把握</li> </ul>
上水道の被害及び復旧状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道施設の被害状況</li> <li>・断水（水道被害）の状況と復旧の見通し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インフラの状況把握</li> <li>・し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握</li> </ul>
道路・橋梁・港湾の被害の把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況と開通、復旧見通し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の収集運搬体制への影響把握</li> <li>・仮置場、運搬ルート把握</li> </ul>

#### (2) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表9に示す。

優先的な処理が求められる腐敗性廃棄物、有害廃棄物、し尿などの情報を早期に把握し、県循環社会推進班に対し日向保健所経由で報告を行う。

正確な情報が得難い場合は、県への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

表9 本町から報告する情報の内容

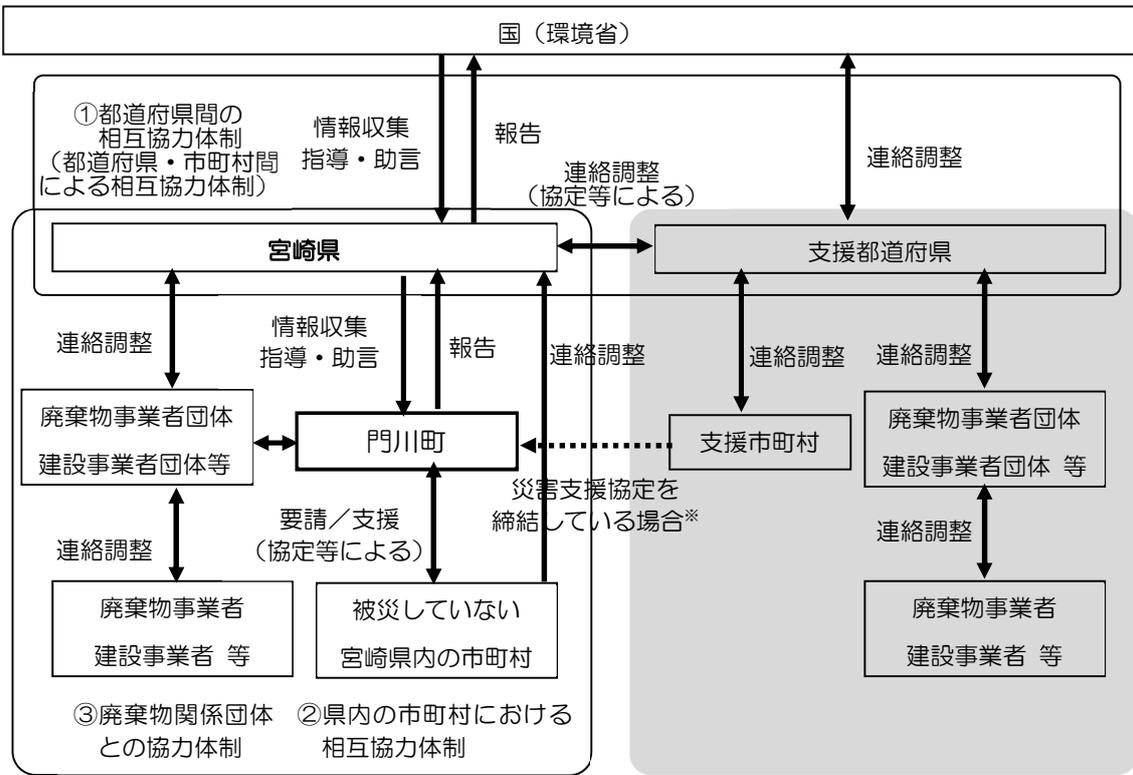
区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
災害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害廃棄物の種類と量</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設及び収集運搬車両の被災状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災状況</li> <li>・復旧見通し</li> <li>・必要な支援</li> </ul>	
仮置場整備状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮置場の位置と規模</li> <li>・必要資材の調達状況</li> <li>・運営体制の確保に必要な支援</li> </ul>	

区 分	情 報 収 集 項 目	目 的
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況</li> <li>有害廃棄物の種類と量及び拡散状況</li> </ul>	生活環境の迅速な保全に向けた支援

### (3) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制（例）を図3に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省、中国地方環境事務所）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。



※政令指定都市間や、姉妹都市関係にある市町村間では直接協力・支援が行われる場合がある。

図3 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成26年3月）P2-4を一部加筆・修正

## 【連絡先一覧】

### ア) 国関係の廃棄物担当課

団体名	担当課名	住所	電話番号	FAX 番号
環境省 環境再生・資源 循環局	環境再生事業担当参 事官付 災害廃棄物対策室	東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎 5 号館	03-3581-3351	03-3593-8359
同上	廃棄物適正処理推進 課	同上	03-3581-3351	03-3593-8263
同上	廃棄物適正処理推進 課 施設第 2 係 ※施設被害報告	同上	03-5521-8337	03-3593-8263
環境省 九州地方 環境事務所	資源循環課	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 B 棟 4 階	096-322-2410	096-322-2446
国土交通省九州 地方整備局延岡 河川国道事務所	道路管理課	延岡市大貫町 1-2889	0982-31-1260	0982-37-2765

### イ) 県及び関係する県内市町村

県/市町村	課室名	郵便番号	住所	電話番号	FAX 番号
宮崎県	循環社会推進課	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7081	0985-22-9314
同上	環境管理課	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東 2-10-1	0985-26-7085	0985-38-6210
延岡保健所	衛生環境課	882-0803	延岡市大貫町 1-2840	0982-33-5373	0982-33-5375
日向保健所	衛生環境課	883-0041	日向市北町 2-16	0982-52-5101	0982-52-5104
日向土木事 務所	河川砂防課 道路課 用地課	883-0046	日向市中町 12-14	0982-52-4171	0982-53-5687
北部港湾事 務所	工務課	883-0062	日向市大字日知屋字新開 17371-2	0982-52-5366	0982-52-5368
日向東白杵 広域連合	業務第 2 係	883-0034	日向市大字富高 2192	0982-53-3401	0982-52-7889
日向市	環境政策課	883-0034	日向市大字富高 2203-1	0982-53-2256	0982-53-9260
美郷町	町民生活課	883-1101	美郷町西郷田代 1	0982-66-3604	0982-66-3137
諸塚村	住民生活課	883-1392	諸塚村大字家代 2683	0982-65-1119	0982-65-0032
椎葉村	税務住民課	883-1601	椎葉村大字下福良 1762-1	0982-67-3205	0982-67-2825

### ウ) 産業資源循環協会（支部を含む）や相談先になりうる事業者

団体名	住所	電話番号	FAX 番号
(一社)宮崎県産業資源循環協 会	宮崎市旭 1 丁目 116 番 1 県庁 7 号館 3 階	0985-26-6881	0985-31-1703
(一社)宮崎県産業資源循環協 会県北副支部長 児玉岳大様	日向環境(株) 日向市大字平岩 3987-28	0982-57-2466 090-9616-8778	
宮崎県環境保全事業連合会 事務局長 長友様	宮崎市日ノ出町 253	090-8833-0284	0985-65-8255

エ) 関係する廃棄物処理施設

1) ごみ焼却施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
日向東臼杵広域連合 清掃センター	日向東臼杵広域連合	日向市大字富高 2192	0982-53-3401

2) 最終処分場

施設名	状況	事業主体	住所	電話番号
日向市一般廃棄物最終処分場	令和 12 年 度まで	日向市環境政策課	日向市大字富高 2203-1	0982-53-2256

3) 中継施設 (資源物、粗大ごみ等一時保管場所)

施設名	事業主体	住所	電話番号
門川町清掃工場	門川町環境水道課	門川町大字門川尾末 7456-4	0982-63-5431

4) リサイクル中間処理施設

施設名	受入廃棄物	住所	電話番号
(株)黒田工業 ひゅうがリサイクルセンター	不燃・粗大ごみ ペットボトル プラスチック製容器包装	日向市竹島町 1-86	0982-55-0055

5) し尿処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
門川町衛生センター	門川町環境水道課	門川町大字門川尾末 2998-1	0982-63-1023

6) 漁業集落排水処理施設

施設名	事業主体	住所	電話番号
上納屋地区排水処理施設	門川町環境水道課	門川町大字門川尾末 9230-16	
尾末地区排水処理施設	門川町環境水道課	門川町大字門川尾末 1411-3	

7) 一般廃棄物・産業廃棄物処理施設 中間処理

施設名	廃棄物の種類	住所	電話番号
(有)中村ガーデン	木くず、繊維くず がれき類	門川町大字加草 3709	0982-63-6789

8) 産業廃棄物処理施設 最終処分業

施設名	廃棄物の種類	住所	電話番号
門川クリーン(株)	がれき類、ゴムくず 金属くず、ガラスくず 廃プラスチック類	門川町大字加草 53-4	0982-63-0555

オ) 廃棄物処理関係の委託業者

業者名	代表者	業務名	住所	電話番号
(有)幸進社	小谷 信幸	ごみ収集運搬	門川町大字川内 7870-1	0982-63-6450
(有)門川メンテナンス	河野 正明	清掃工場運転管理	門川町大字加草 2380-12	090-3606-2463
(有)新門テクニカ	堀内 崇司	衛生センター・漁業集落排水処理施設運転管理	門川町城ヶ丘 4-3	0982-63-5151
(株)ジェイ・リライツ (親会社 野村興産(株))	三上 保人	蛍光灯処理	北九州市若松区響町 1-62-17	03-5695-2533 (野村興産 井森様)
JFE 条鋼(株)	武井 信広	廃乾電池再商品化	倉敷市水島川崎通 1-5-2	080-1936-0273 (前田様)
(株)黒田工業	加藤 功司	不燃・粗大ごみ ペットボトル プラスチック製容器 包装中間処理	日向市竹島 1-86	0982-55-0055
黒木電気管理システム	黒木 俊介	清掃工場電気管理保安	門川町大字庵川 4896-1	0982-63-4410
(有)宮崎県北部浄化槽管理センター	山本 健二	清掃工場浄化槽管理	門川町南町 3-26	0982-63-3234
(有)首藤工務店	春山 里子	清掃工場浄化槽汚泥収集運搬	門川町中須 2-36	0982-50-4111
西日本環境技研(株)	濱川 和之	清掃工場・漁業集落排水処理施設・公共水域水質検査 ごみ質分析	小林市東方 3771-3	0984-23-4562
(株)日向衛生公社	春山 晃久	清掃工場汚泥等収集運搬清掃	日向市大字財光寺 1131	0982-54-5111
ニシモロ開発(株)	福元 孝治	清掃工場・漁業集落排水処理施設・衛生センター汚泥等処分	小林市野尻町紙谷字長瀬 1859-4	0984-46-1530 (志戸岡様)
(有)名村度量衡店	黒木 利明	清掃工場トラックスケール 定期検査	延岡市愛宕町 1-4-6	0982-32-3054
(有)クリーン日向	鈴木 雄士	漁業集落排水処理施設汚泥収集運搬 衛生センター沈砂清掃・焼却灰収集運搬	日向市大字富高字荒平 5961-1	0982-53-3109
獅々田電機管理事務所	獅々田 篤	衛生センター電気保安	門川町庵川西 1-123	0982-63-4936

カ) 一般廃棄物処理業の許可業者

業者名	許可の種類	廃棄物の種類	住所	電話番号
(有)幸進社	ごみ収集運搬	家庭系・事業系ごみ ※特定家庭用機器を含む	門川町大字川内 7870-1	0982-63-6450
(有)クリーン日向	ごみ収集運搬	家庭系・事業系ごみ ※特定家庭用機器を含む	日向市大字富高字荒平 5961-1	0982-53-3109
(有)別府金物店	ごみ収集運搬	事業系ごみ	日向市大字日知屋 7624-1	0982-52-4768
日向環境(株)	ごみ収集運搬	事業系ごみ	日向市大字平岩 3987-28	0982-57-2466
(株)南日本環境センター	ごみ収集運搬	事業系ごみ	延岡市小野町 4138-1	0120-373-273
(株)やまかわ興産	ごみ収集運搬	事業系ごみ	日向市大字細島 667-12	0982-53-7067

業者名	許可の種類	廃棄物の種類	住所	電話番号
(有)中村ガーデン	処分業	中間処理施設 (木くず・がれき類・繊維くず〈量に限る〉)	門川町大字加草 3709	0982-63-6789
(有)首藤工務店	し尿の収集及び運搬	し尿及び浄化槽汚泥	門川町中須 2-36	0982-50-4111

## 第4節 組織体制

### (1) 災害廃棄物対策組織の整備

災害廃棄物の処理に関する事務を実施するため、関係各課と調整し、災害廃棄物対策を専門に行う組織を整備する。

災害廃棄物対策のための組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき等・津波堆積物処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

なお、組織体制を検討する際の留意点は次のとおり。

- ① 正確な情報収集及び廃棄物処理に係る意思決定を速やかにできるような組織とするよう配慮する。
- ② 予算執行権を含む権限の付与等を検討しておく。
- ③ 発生初動時は激務が想定されるため、複数人の責任者体制をとる。
- ④ 災害廃棄物処理事業では、設計、積算、現場監督など、特に建築・土木職の技術職が必要となることから、関係課と連携して確保する。
- ⑤ 災害対応経験者をアドバイザーとするよう検討する。
- ⑥ 職員が被災することも想定し、他の自治体等からの人的支援を受ける場合の役割分担なども検討する。

### (2) 災害廃棄物対策組織の各担当概要

#### ① 総括責任者 環境水道課課長

- ・ 災害対策本部の事務に従事し、必要に応じて災害廃棄物組織の指揮をとる。

#### ② 総務担当 環境水道課課長補佐及び環境係長

- ・ 県循環社会推進課との間で連絡調整を行う。また、庁舎内において、災害対策本部との連絡、報告を行うとともに、災害廃棄物の処理に関係する各課等との連絡調整を行う。
- ・ 近隣市町村との相互支援体制を整備するとともに、委託業者や関係団体等からの支援が円滑に得られるよう、緊急時の援助体制の整備を進める。
- ・ 町民への広報を担当し、仮設トイレの設置、ごみ・し尿処理、建物の解体撤去申請の受付などに関する町民への広報体制の整備に努める。

③がれき等・津波堆積物処理担当 環境水道課環境係長

がれき等及び津波堆積物の発生量の推計を行うとともに、申請の受付等解体撤去に関する事務、仮置場の設置・運営等の業務を行う。

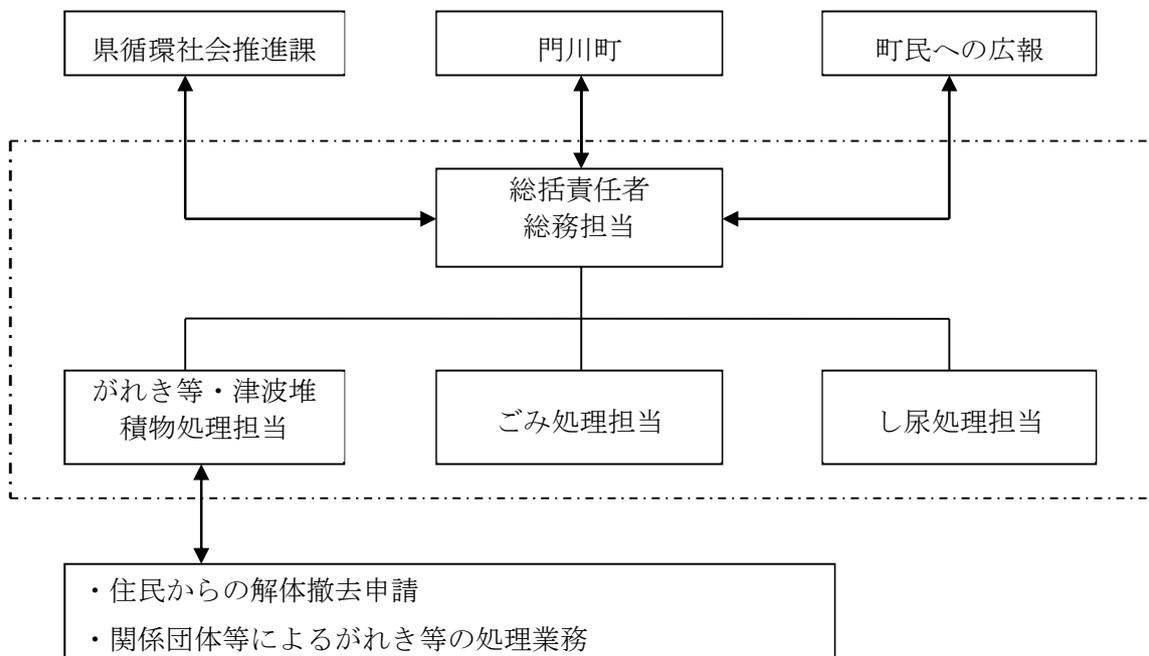
④し尿処理担当 環境水道課環境係担当職員 1

し尿収集対象発生量の推計を行い、し尿収集・処理体制の確保を図る。

⑤ごみ処理担当 環境水道課環境係担当職員 2

粗大ごみ及び生活ごみの発生量の推計を行い、ごみ収集・処理体制を図る。

### (3) 門川町災害廃棄物対策組織構成図



## 第5節 援助協力体制の構築

災害発生後は、平常時のごみ処理システムが機能しないことが考えられる。

そのため、庁舎内及び他の市町村との支援・連携体制を強化する必要があり、災害廃棄物処理に関連し、必要に応じて協力支援体制を要請する。

特に、初動期には、人命救助等を目的とした通行ルートを啓開するための災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去を行うこととなるため、災害対策本部と調整しながら、自衛隊・警察・消防と緊密に連携する必要がある。

具体的には、仮置場の場所や収集運搬ルート、石綿や PCB などの有害危険物質に関するハザードマップ等、本町が把握している情報を適切に自衛隊・警察・消防等に伝達すること

等により、円滑な救助活動を支援する。

災害廃棄物は可能な限り町内での処理を原則とするが、処理完了後に通常の処理に支障が生じる場合や、処理期間内に処理が完了しない場合は、援助協力体制による処理、更には、広域処理体制による実施する必要があるため、輸送効率を勘案して近隣処理施設を選択する等の措置を行う。

### (1) 国・県及び日向市・東臼杵郡などの近隣市町村との連携

他市町村等による協力・支援については、予め締結している災害協定等を表 10 に示す。市町村内の情勢を正確に把握し、必要な支援等についての的確に要請できるようにする。協力・支援体制の構築にあたっては、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）も活用する。

災害廃棄物処理業務を遂行する上で、職員が不足する場合は、県に要請（従事する業務、人数、派遣期間等）し、県職員や他の市町村職員等の派遣について協議・調整をしてもらう。なお、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 14(事務の委託)の規定により、地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を他の地方公共団体に委託することができるとされ、本町が地震や津波等により甚大な被害を受け、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合においては、県に事務委託を行うこととする。また、災害廃棄物が大量に発生し、円滑・迅速な処理が対応できない場合には、県を通じ自衛隊派遣要請を行う。

表 10 災害時応援協定

協定名称	締結先	協定の概要
宮崎県市町村防災相互応援協定	県内 9 市 28 町 7 村	災害応急措置としての①応援職員の派遣②食料品、飲料水、生活必需品の提供③避難及び収容施設並びに住宅の提供④医療及び貿易に必要な資機材および物資の提供⑤遺体火葬施設の提供⑥ゴミ、し尿処理用装備、施設の提供⑦車両、資機材の提供⑧ボランティア団体の受付及び活動調整⑨その他応援に必要な事項
災害時相互支援に関する協定	日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村	衛星携帯電話を活用した安否確認、被災した自治体から要請のあった事項
門川町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	大規模な災害時 ①現地情報連絡員の派遣 ②専門技術員による支援 ③緊急輸送路の確保 ④緊急湛水排除 ⑤通信連絡網の構築 ⑥学識経験者の指導、助言

### (2) 民間団体等への支援要請

本町では、「一般社団法人宮崎県産業資源循環協会」との間に「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結しており、必要に応じて災害廃棄物処理の収集運搬や処分、仮置場の管理運営について協力を要請する。また、表 11 に示す他の協定についても、災害廃棄物処理を円滑に進める上で重要であることから、発災時には協定にもとづき速やかに協力体制を構築する。

表 11 民間事業者との災害時応援協定

協定名称	締結先	協定の概要
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	(一社) 宮崎県産業資源循環協会	庁内において災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分、仮置に必要な土地の確保及び一時提供、その他必要な業務の協力
災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	宮崎県環境保全事業連合会	被災地域で①発生するし尿・浄化槽汚泥・ごみ等の収集・運搬②仮設トイレの設置③その他支援活動可能な事項
災害対策等の支援に関する協定	門川町管工事組合	大規模な災害や突発的な大事故が発生した場合に、被災した公共施設、水道施設や設備の機能確保のための保有資材、機材、技術者等の出動による支援
災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定	(有) 首藤工務店	災害時における一般廃棄物の収集運搬業務に必要な車両の提供、人員・資機材の確保、仮設トイレ設置に関する技術的な支援
災害発生時における支援活動に関する協定書	日向地区建設業協会	①被災調査を実施、被害状況の報告 ②支援活動に必要な人員、建設機材、資材を確保 ③応急復旧工事
災害発生時における支援活動に関する協定書	門川町商工会	公共施設の機能回復のための応急作業、建築資材等の調達、生活必需品の供給 (寝具、医薬品、日用品、食糧品等)
災害時における災害緊急放送に関する協定書	(株) ケーブルメディアワイワイ	災害緊急放送、災害情報の放送 ①避難勧告、避難指示 ②被害及び復旧状況 ③避難所及び救護所の開設状況 ④学校、保育所の児童等の状況 ⑤帰宅困難者に関する事項 ⑥水、物資等の支給 ⑦その他必要と認める事項
大規模災害時における関連製品の提供に関する協定書	(株) ゼンリン	普段より地図の作成・更新を行われているので、大規模災害が発生した場合には、関連製品 (住宅地区、広域図、インターネット配信地図等) を提供いただき、災害対応、復旧・復興作業への作業協力を行うもの
大規模災害が発生した場合における車両の移動や運搬作業の協力に関する協定書	宮崎県レッカー事業協会県北支部	大規模災害の発生時における、応急対策業務や法に基づき車両等の移動が出てきた場合に、車両の移動や運搬に協力いただくもの
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	大規模な災害が発生した場合に、(株)コメリで調達できる物資を供給いただくもの
日向・東臼杵市町村と宮崎日日新聞宮日会日向支部との包括連携協定書	宮崎日日新聞宮日会日向支部	①災害対策 ②地域の安全・安心 ③高齢者及び障がい者の支援 ④環境対策 ⑤地域の活性化及び住民サービスの向上
災害復旧に関する覚書	九州電力(株)日向配電事業	被災情報の収集・提供、電力復旧のための施設の貸与、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開活動、重要施設等の優先復旧、高圧 (低圧) 発電機車の設置
災害発生時における支援活動に関する協定書	日向入郷地区素材生産事業協同組合	災害時の応急復旧を自社所有の重機等で行うもの
防災パートナーシップに関する協定書	株式会社テレビ宮崎	災害発生及び災害発生の恐れがある場合において、迅速に災害及び防災に関する情報を周知することにより災害による被害の軽減を図るもの

### (3) 広域支援体制

大規模災害が発生すると、大量に発生する災害廃棄物を被災地域のみで円滑かつ迅速に処理を行うことは極めて困難であり、行政区界を越えた広域的な協力・連携の下での処理が必須となる。その場合、地域内での連携体制を基本としつつ、まず県を通じた調整によって必要な支援を受けながら具体的な処理体制を構築していくこととなる。さらに、県内支援による処理完結が難しい場合には九州ブロック災害廃棄物対策行動計画による相互協力体制が組み込まれることとなる。

### (4) ボランティアとの連携

災害が発生した場合、災害ボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターを設置する門川町社会福祉協議会へ支援要請する。

被災地でのボランティア活動には様々な種類があり、災害廃棄物に係るものとしては、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、貴重品や思い出の品の整理・清掃・返還等が挙げられる。

ボランティア活動に関する留意点として、表 12 に示す事項が挙げられる。

表 12 災害ボランティア活動の留意点

留 意 点
・災害ボランティアの安全を確保するため、災害ボランティアセンターが設置されるまで、外部からの災害ボランティア受入れは行わない。
・災害ボランティア希望者は、できる限り仲介団体を利用して現地に赴くことが望ましい。
・災害ボランティア希望者には必ずボランティア活動保険に加入してもらう。
・災害廃棄物の撤去現場には、ガスボンベなどの危険物が存在するだけでなく、建材の中には石綿を有する建材が含まれている可能性があることから、災害ボランティア活動にあたっての注意事項として必ず伝えるとともに、危険物等を取り扱う可能性のある作業は行わせないこと。
・近年では水害が多発しており、水害被害を受けた家屋の床下の清掃や室内の乾燥を目的に、床材や壁材を剥がす作業が必要となる場合もある。しかし、その作業には一定の技術や知識が必要となること、家屋の破損や作業者の事故・怪我にもつながりやすく安全管理が必要となることから、災害ボランティアが独断では引き受けず、まずは災害ボランティアセンターへ相談するよう、注意を促すことも必要である。
・災害ボランティアの装備は基本的には自己完結だが、個人で持参できないものについては、できるだけ災害ボランティアセンターで準備する。粉塵等から健康を守るために必要な装備（防じんマスク、安全ゴーグル・メガネ）は必要である。
・破傷風、インフルエンザ等の感染症予防及び粉じんやハエ等衛生害虫に留意する。予防接種のほか、けがをした場合は、綺麗な水で傷を洗い、速やかに最寄りの医療機関にて診断を受けさせること。
・津波や水害の場合、被災地を覆った泥に異物や汚物が混入し、通常の清掃作業以上に衛生管理の徹底を図る必要がある。また、時間が経つほど作業が困難になる場合も多く、災害応急対応期（初動期、応急対応（前半・後半））で多くの人員が必要となる。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（令和5年1月）【技術資料 12】を参考に作成

## 第6節 町民等への広報・啓発

災害時においては、生活ごみ・粗大ごみ等の排出方法に関して住民の混乱が想定される。そのため、平常時から住民、行政、関係団体等の相互協力が得られるように広報・啓発活動を行うこととする。

表13に住民へ広報する情報の例を示す。災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるためには、住民の理解が重要である。特に仮置場の設置・運営、ごみの分別徹底、便乗ゴミの排出防止等においては、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供する。ボランティアには、社会福祉協議会を通じてチラシ等で周知する。

情報伝達手段としては、防災無線、広報宣伝車、ホームページ等があり、被災状況や情報内容に応じ活用する。また平時から町広報等を通じて、災害時の分別方法等について啓発を行う。東日本大震災では住民への広報として、仮置場の設置場所や開設日等について情報伝達するために、マスコミを活用することが有効であったという事例がある。

表13 広報する情報例

内 容	周知方法
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活ごみの排出方法、収集ルート及び日時の変更</li> <li>・仮置場の場所、期間について</li> <li>・排出及び分別方法について</li> <li>・清掃工場への持ち込みについて</li> <li>・回収方法について</li> <li>・危険物・有害物質の取扱いについて</li> <li>・廃自動車の取扱いについて</li> <li>・不法投棄、便乗ごみの禁止について</li> <li>・仮設トイレについて</li> <li>・し尿収集について</li> <li>・問合せ先について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災無線</li> <li>・広報宣伝車</li> <li>・ホームページ</li> <li>・SNS</li> <li>・庁舎、避難所の掲示板</li> <li>・地域回覧板</li> <li>・世帯配布</li> <li>・報道（マスメディア）</li> <li>・ボランティアを通じた広報活動</li> </ul>

仮置場での災害廃棄物の分別種類の広報は重要である。以下にその分別種類を示す。

表14 災害廃棄物分別区分

1	可燃系混合物	10	木質系ごみ
2	プラスチック製品	11	石膏ボード・スレート板
3	ガラス・陶磁器	12	瓦
4	金属系混合物	13	コンクリート系混合物
5	家電4品目(冷蔵庫・洗濯機・エアコン・テレビ)	14	危険物・処理困難物

6	家電その他	15	太陽光発電設備
7	畳	16	消火器
8	布団	17	灯油
9	ソファ・マットレス	18	ガスボンベ

## 第7節 国庫補助金の活用

環境省は、災害廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の復旧にかかる費用を交付対象とする補助金制度を下記のとおり設けているので活用する。これらの申請の際には、災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂 環境省）を参考とする。

災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲について図4、補助割合について図5に示す。

### （1）災害等廃棄物処理事業費国庫補助金

#### ①対象事業の範囲

市町村が災害のために実施した生活環境の保全上特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業（処分等に伴って行う薬剤散布を含む。）及び災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業。

特に必要と認めた仮設トイレ、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって、災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。

#### ②補助率 2分の1

#### ③その他

本補助金の補助裏分に対し、8割を限度として特別交付税の措置がなされ、実質的な市町村等の負担は1割程度となる。

### （2）廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金

#### ①対象事業の範囲

災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原型に復旧する事業並びに応急復旧事業

#### ②補助率 2分の1

#### ③補助対象施設

地方公共団体（一部事務組合を含む）が設置したもので以下の施設

ア．一般廃棄物処理施設

イ．広域廃棄物埋立処分場

#### ④その他

地方負担分に対して起債措置がなされた場合、元利償還金について普通交付税措置（元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで））

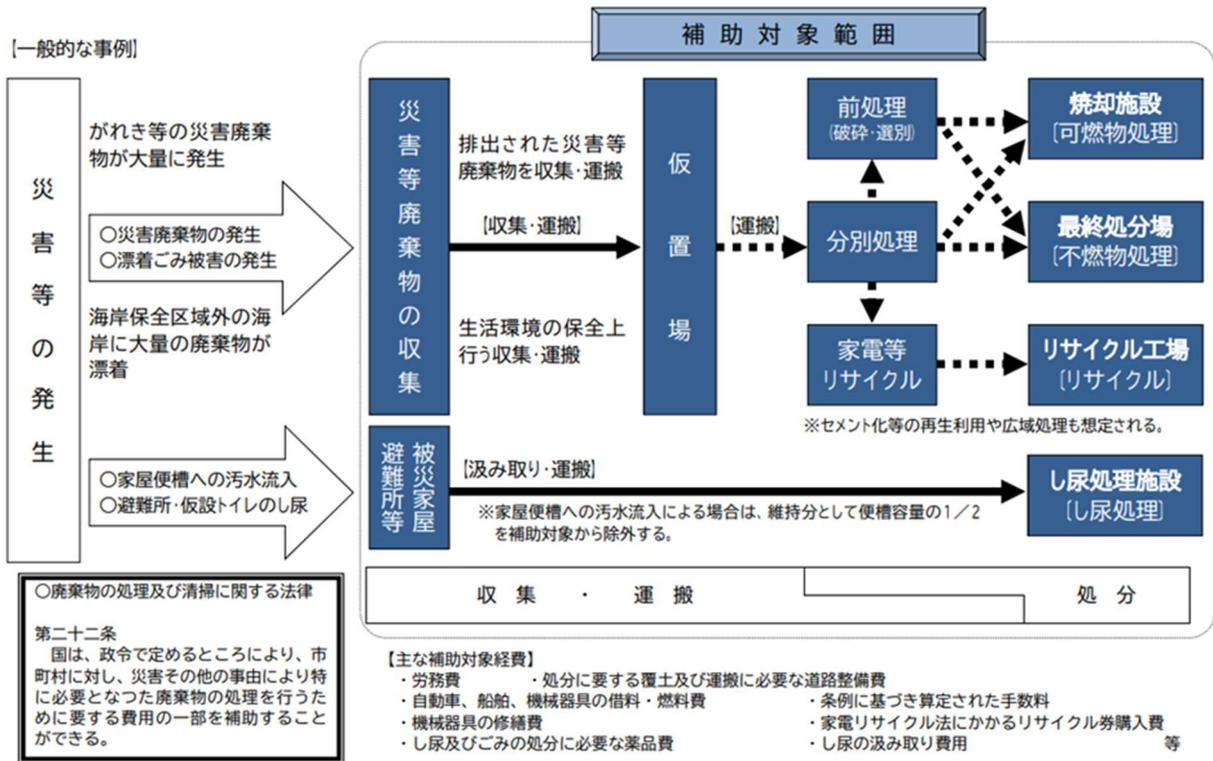


図4 災害等廃棄物処理事業の業務フローと補助対象範囲

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）

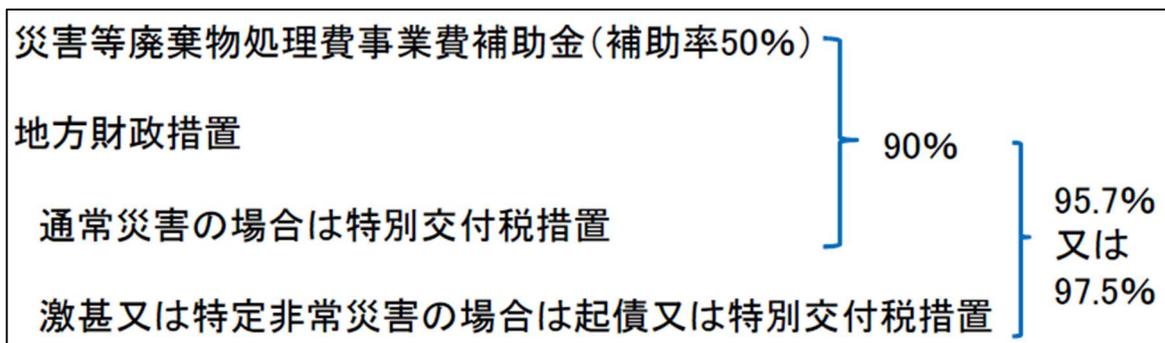


図5 財政措置を含めた補助割合

出典：災害関係業務事務処理マニュアル（令和5年12月改訂）より作成

## 第8節 安全対策

### (1) 安全・作業管理の考え方

安全・作業管理の基本的な考え方は次のとおりである。

#### ①解体・撤去

##### <粉じん対策>

- ア. 粉じんの発生を抑えるため、必要に応じて場内散水・清掃を実施する。
- イ. 粉じんや液状廃棄物の飛沫等を作業者が吸引しないようにヘルメット、防塵・防毒マスク、保護眼鏡、防護服（作業環境測定結果と作業内容に応じて適宜使用）を着用する。
- ウ. 一定以上の風速時には作業を調整・中止するよう判断基準を設定する。

##### <臭気・悪臭ガス対策>

- ア. 悪臭ガス等を作業者が吸引しないように、防塵・防毒併用マスク及び防護服（作業環境測定結果と作業内容に応じて適宜使用）を着用する。
- イ. 悪臭の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布する。
- ウ. 著しい臭気を発生する災害廃棄物が確認された場合には、ドラム缶、フレコンバッグ等の容器に封入し、優先的に処理を行う。

##### <騒音対策>

原則として、低騒音型作業機械を使用する等の対策を講じる。

##### <衛生害虫>

- ア. 害虫の発生を極力抑えるため、消石灰等を散布する。
- イ. 衛生上支障と判断される災害廃棄物（腐敗性廃棄物等）が確認された場合にはドラム缶、フレコンバッグ等の容器に封入し優先的に処理を行う。

#### ②破碎・選別

##### <破碎作業>

- ア. 災害廃棄物の種類、性状及び破碎の目的等に適した破碎機等を使用する。
- イ. 挟まれ、巻き込まれのおそれのある箇所、また災害廃棄物が飛来する箇所には覆い、囲い、柵及び非常停止装置を設ける。
- ウ. 作業の開始、終了、異常発生指示の際の確実な連絡方法を関係作業者に周知するとともに、連絡方法を見やすい場所に表示する。
- エ. 破碎機運転車と運搬車両、クレーン等との合図連絡は、手による合図や無線等を用いて実施する。
- オ. 安全帽、耳栓、保護眼鏡、防塵マスク、安全靴及び革手袋等の保護具

を着用する。

カ. 破碎の際に発生する粉じん、発熱を抑えるために散水を行う。

#### <選別作業>

ア. スプレー缶、カセットボンベ等の危険物、密閉物、不明物等を除去する。

イ. 運搬車両との接触を防ぐため、作業区域と運行区域の明確な区分化、誘導者の配置を行う。

ウ. 選別処理装置のコンベアによる挟まれ、巻き込まれのおそれがある箇所への覆い、囲い及び非常停止装置の設置、投入口及び選別品の落下箇所への落下・飛来の防止策を講じる。

エ. 手選別ラインにおいて作業の内容に応じてコンベアの速度を調整する。

オ. 安全帽、耳栓、保護眼鏡、防塵マスク、安全靴及び革手袋等の保護具を着用する。

カ. 粉じんが懸念される場合の散水、湿潤化を実施する。

キ. 人力で重量物の選別等を行う場合は、所定の重量以下とし、腰部に負担がかからないよう措置を行う。また、複数の労働者で作業を行う場合は、作業指揮者を配置する。

### ③ 運搬

#### <車両関係>

ア. 必要な資格を有する者が運転、操作を実施する。また、運転免許証等の携帯、車検証の備え付けを確認する。

イ. 作業を開始する前に、車両の日常点検を実施する。また、点検項目は各車両に応じて設定する。

ウ. 車両の運転中または点検・整備中に異常が認められた場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、責任者に報告する。また、補修等により異常が取り除かれるまでは運転を休止する。

エ. 車両の運転室には不要なものは置かないこととし、整理整頓を行う。

オ. 複数の労働者で作業を行う場合や誘導員を設置する場合には、作業内容を事前に周知徹底し、決められた合図に従って作業を実施する。

カ. 車両等が接触する危険のある箇所には、他の作業者が立ち入らないよう措置を行う、または誘導員を設置する。

キ. 運搬作業に必要な用具等については、走行中に落下しないように所定の場所に保管する。

ク. 席から離れる時は荷役装置を最低下降位置にする等安全を確保する。

## (2) 想定されるリスクと対策

災害廃棄物処理に当たり現時点で想定されるリスクのうち、発生した時には重大な事態を引き起こす可能性があるもの及びその対応策を示す。

### ① 火災

災害廃棄物の処理過程においては、災害廃棄物の化学反応（自然発火）、破砕機による作業及び可燃性ガス密閉物の混入等により、火災や爆発が発生するリスクがあるため、以下のとおり対応するものとする。

- ア. 可燃物を含む災害廃棄物の積み上げ高さを5 m以下に制限
- イ. 可燃物の堆積場所に、消火器等の消火設備を設置
- ウ. 現場では、防火用水の確保が困難な場合もあるため、あらかじめ火災時の緊急連絡体制を整備し、火災を発見した作業員は速やかに他の作業員への報告、消防への連絡をするよう周知徹底
- エ. 場内にいる人の避難を優先

### ② 不法投棄

災害廃棄物の処理過程においては、仮置場に廃棄物を不法投棄されることが想定されるため、以下のとおり対応策を検討する。

- ア. 夜間や作業休業日等での仮置場への不法投棄を防止するため、外周にフェンスや木杭等を設置するとともに、注意事項を見やすい場所に掲示
- イ. 施工監理員による巡回の実施
- ウ. 仮置場の状況に応じて、監視カメラを配備
- エ. 運搬業者の運搬途中における不法投棄を防止するため、マニフェスト等を用いたフロー管理を徹底

### ③ 地震・津波・高潮

災害廃棄物の処理作業時に地震が発生した場合、集積した廃棄物斜面の崩壊、津波・高潮の発生等が想定されるため、以下のとおり対応する。

- ア. 集積した災害廃棄物から速やかに離れることを事前に周知徹底
- イ. 気象庁等関係機関の情報に留意するとともに、重機等を安全な場所へ退避

### ④ 大雨・暴風等

災害廃棄物の処理過程においては、大雨・暴風等による、災害廃棄物の飛散、処理工程の遅れ等が想定されるため、以下のとおり対応する。

- ア. 飛散防止ネット等の活用
- イ. 暴風の状況によっては作業を中止

ウ． 路面凍結が発生した場合、融雪剤を散布

⑤ その他

破砕・選別工程においては、ベルトコンベア、破砕機等の巻き込み、挟まれ、落下等の事故の危険性があるため、次のとおり対応するものとする。

- ア． 危険箇所については、危険予知活動とリスクアセスメントを実施する
- イ． 環境省や廃棄物資源循環学会等から示された災害廃棄物処理に関する留意点を踏まえつつ、新たな情報が得られた場合は速やかに現場管理者を通じて作業員に伝達する

## 第9節 災害廃棄物処理実行計画について

非常災害時には災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、被害の状況を速やかに把握し災害廃棄物実行計画を策定する。策定の際には宮崎県の技術的支援についても検討する。実行計画には、地方公共団体の役割分担、処理の基本方針、発生量、処理体制、処理スケジュール、処理方法、処理フロー等、災害の規模に応じて具体的な内容を示す。処理の実施状況を適宜反映して実行計画の見直しを行う。

町は、実行計画に基づき災害廃棄物を処理するが、進捗状況を速やかに記録し、管理する。災害廃棄物の処理が終了した後、処理に係る記録を整理するとともに評価を行い、必要に応じて災害廃棄物処理計画の見直しを行う。記録の整理は、時期区分毎に振り返りを行い、発生量、発生原単位、処理経費等のデータ整理を行い、記録誌として取りまとめる。

## 第10節 平時の備え

### (1) 計画の点検・改定

本計画をより実効性の高いものにするために、以下のような場合に随時計画の見直しを行うものとする。

- ・ 地域防災計画等で想定される災害や被害想定の見直しなどがあった場合
- ・ 国の災害廃棄物処理に関する諸法令や指針等の改正があった場合
- ・ 県の処理計画や関連するマニュアル等の改正が行われ、本町の処理計画においても情報の更新等が必要な場合
- ・ 協定締結先、廃棄物処理施設の状況等、本町における災害廃棄物処理に関する情報の更新等が必要な場合
- ・ 本町における組織体制の変更等により、処理体制構築の見直しが必要な場合等

また、災害廃棄物処理計画を活用した職員への災害廃棄物処理に係る研修・訓練等を継続的に実施するとともに、実施結果を踏まえた本計画の点検・見直しを行う。

## (2) 計画の共有、関係者との連携

策定した災害廃棄物処理計画は、庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へも周知する必要があるため、庁内、民間事業者との連携を図り、住民に対しては計画を公表する。また、住民に対しては平時からカレンダーに記載したり、わかりやすいパンフレットを配付したりするなど、災害廃棄物対応に係る周知・広報を行う。

また、計画に実行性を持たせるために、県や日向東臼杵広域連合及び構成市町村、協定締結先と、平時から情報交換や協議を定期的に行う。

## (3) 職員の教育、研修及び訓練の実施

廃棄物部局では、災害が発生した際に災害廃棄物処理計画を有効に活用することを目的として、関係職員を対象に、計画の内容や国・県をはじめとした関係機関の災害廃棄物処理体制と役割、過去の事例等について周知徹底を図る必要がある。

災害発生時に業務の中心を担う職員に対しては、災害廃棄物に関する専門的知識、関係法令の運用、災害廃棄物処理に必要な技術的な内容に関する教育を受ける機会を提供する。

職員の教育訓練については、県が開催する研修や訓練等へ可能な限り参加し、各種マニュアル等の配布、視察などを、効果的にかつ効率的に実施する。

また、「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」（国立環境研究所編集）などを災害廃棄物処理に関する教育訓練に活用する。

([https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/practice/guide\\_1.pdf](https://dwasteinfo.nies.go.jp/cd/practice/guide_1.pdf))

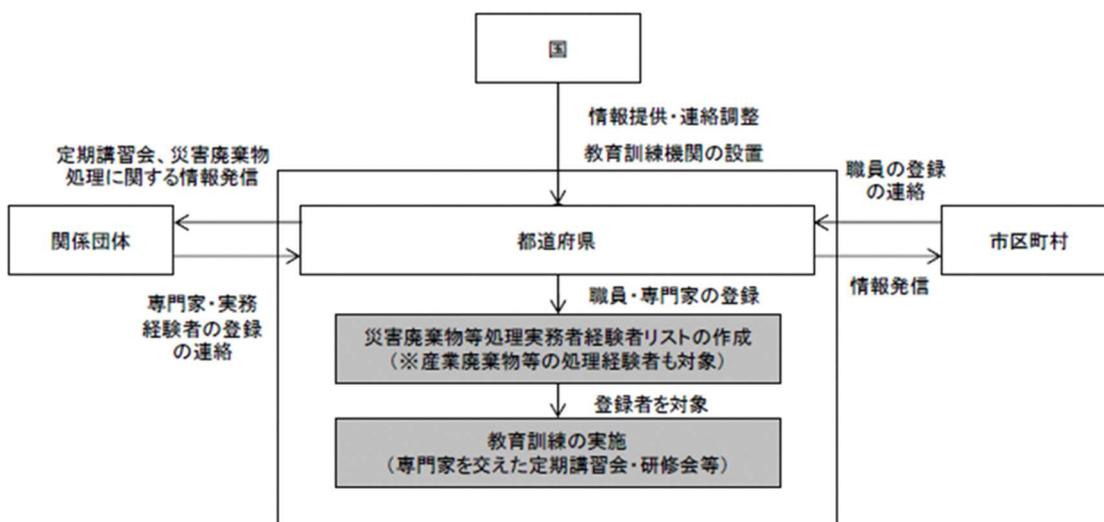


図6 教育訓練体系の例

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P2-6 図2-1-1

### 第3章 廃棄物処理について

#### 第1節 廃棄物処理施設等

本町における災害時の廃棄物処理施設・収集運搬業者は表15、表17のとおり。

表15 廃棄物処理施設

施設名	設置者	一廃 ／ 産廃	施設区分	処理能力	処理対象物	施設所在地
清掃センター	日向東臼 杵広域連 合	一廃	焼却施設	160t/24h	可燃ごみ・可燃残渣	日向市大字 富高 2192
日向市一般 廃棄物最終 処分場	日向市	一廃	最終処分 場	残余容量 40,524 m <sup>3</sup> (R5年度時点)	焼却残渣・不燃残渣	日向市大字 富高 2203- 1
門川町清掃 工場	門川町	一廃	中継施設		可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・ 粗大ごみ	大字門川尾 末 7456-4
ひゅうがり サイクルセ ンター	(株)黒田 工業	一廃	破碎・選 別・圧縮 処理施設	破碎選別処理 5.1t/h 選別圧縮処理 0.7t/h(アルミ缶) 1.5t/h(スチール 缶) 圧縮梱包処理 0.58t/h	不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ	日向市竹島 1-86
門川町衛生 センター	門川町	一廃	し尿処理 施設	40kl/日	し尿・浄化槽汚泥	大字門川尾 末 2998-1
上納屋地区 汚水処理施 設	門川町	一廃	漁業集落 排水処理 施設	750 m <sup>3</sup> /日	生活雑排水	大字門川尾 末 9230-16
尾末東地区 汚水処理施 設	門川町	一廃	漁業集落 排水処理 施設	400 m <sup>3</sup> /日	生活雑排水	大字門川尾 末 1411-11
(有)中村ガ ーデン	金丸昭一	産廃 一廃	中間処理	木くず 17.0 t/月 繊維くず 1.0 t/月 がれき類 2.0 t/月	木くず(草や竹含む)・繊維くず (畳に限る)・がれき類(コンク リート及びアスファルト・コンク リーートの破片に限る)	大字加草 3709

門川クリーン(株)	中島聖智	産廃	最終処分場（安定型埋立）	面積 5614.4 m <sup>3</sup> 容量 872,706.3 m <sup>3</sup>	がれき類（石綿含有含む）・ゴムくず・金属くず・ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有含む）・廃プラスチック類（石綿含有含む）	大字加草49-1の一部
-----------	------	----	--------------	---	---	-------------

清掃センターは、平成3年に供用開始し、これまでに2度の大規模改修を行っています。広域連合では、令和6年3月に長寿命化総合計画を策定し、延命化の目標年度を令和20年度として、令和6～8年度にかけて延命化工事を実施しています。そのため、次期焼却施設の令和21年度供用開始にむけて検討を進めています。

日向市一般廃棄物最終処分場の使用期限が令和12年に迫っていることから、日向東臼杵広域連合において次期最終処分場整備事業を進めています。令和5年度に、建設候補地である美郷町花水流地区と最終処分場建設に向けた基本同意を交わしました。次期最終処分場の計画埋立容量は52,100 m<sup>3</sup>（廃棄物量40,800 m<sup>3</sup>、覆土容量11,300 m<sup>3</sup>）です。



表 16 次期最終処分場のスケジュール

衛生センターは、稼働開始から40年を経過し、設備装置をはじめ施設全体の老朽化が進行している状態であるため、現施設敷地内に令和9年度に供用開始とする新たな処理施設の整備を進めています。次期施設の処理能力は23k1/日です。

表 17 収集運搬業者

事業者名	住所	許可内容	所有車両	
			台数	種類
(有)幸進社	門川町大字川内 7870-1	一廃産廃	13	塵芥車6 パワーゲート2 軽トラ, 軽自動車, フォークリフト, タイヤショベル, パワーショベル各1
(有)クリーン日向	日向市大字富高字荒平 5961-1	一廃産廃	31	塵芥車14 ダンプトラック, 吸引車各4 パワーゲート車3 軽トラック2 アルミバン, クレーン付トラック, 軽バン, フォークリフト各1 廃プラスチック類圧縮機, 金属類圧縮機, 発砲スチロール減容機, バックホウ各1
(有)別府金物店	日向市大字日知屋 7624-1	一廃産廃	3	塵芥車1 キャブオーバ5
(株)日向環境	日向市大字平岩 3987-28	一廃産廃	5	キャブオーバ, ダンプ, 脱着装置付コンテナ専用車, 塵芥車各1
(株)南日本環境センター	延岡市小野町 4138-1	一廃産廃	17	塵芥車7 キャブオーバ8 バン, 脱着装置付コンテナ専用車各1
(株)やまかわ興産	日向市大字細島 667-12	一廃産廃	5	塵芥車3 キャブオーバ2
(株)首藤工務店	門川町中須 2-36	一廃	4	バキューム車4

## 第2節 災害廃棄物の処理について

### (1) 基本的な考え方

災害時に膨大に発生する災害廃棄物は、通常の処理体制では、施設が不足することなどから十分な対応が困難である。

しかし、地域の復旧・復興のためには迅速かつ計画的な対応が必要となる。

そのため、

- ①災害廃棄物の発生量を適正に予測しておく。
- ②必要となる仮置場面積を算出し、仮置場の候補地について調整を行う。
- ③解体時期の調整、分別及び再資源化等をできる限り行う。
- ④仮置場の適正管理及び中間処理を行う。
- ⑤効率的な収集・運搬ルートを確立する。

を基本として処理することとする。

### (2) 災害廃棄物発生量

災害廃棄物処理計画を策定するための災害廃棄物発生量の推計は、指針の技術資料 14-2 の推計方法を用いる。

発災後は災害廃棄物処理実行計画策定時に災害廃棄物の発生量を推計することとなる。処理の進捗に合わせ、実際に搬入される廃棄物の量や、被害状況の調査結果に基づき、発生量推計の見直しを行う。なお、災害廃棄物発生量の推計式及び災害廃棄物の組成割合については、資料編に示す。

想定する地震及びその被害棟数については「宮崎県地震・津波及び被害の想定について（令和2年3月）」、「日向灘で発生する地震・津波及び被害の想定について（令和3年3月）」に基づいた。また、水害被害棟数については、宮崎県県が作成した「宮崎県管理河川の洪水浸水想定区域（平成30年度）」に基づき、町独自に国土地理院基盤地図データを用いて推計した。推計結果を以下の表に示す。

### ①地震（南海トラフ巨大地震 想定ケース①）

表 18 災害廃棄物全体量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	燃えがら	津波堆積物	合計
49,675	90,821	194,199	278,298	15,773	19,789	2,826	286	165,600	817,267

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

表 19 片付けごみ発生量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
2,154	2,299	6,258	9,359	389	416	60	20,935

※四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

### ②地震（日向灘北部地震）

表 20 災害廃棄物全体量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	燃えがら	津波堆積物	合計
19,630	9,088	40,980	65,854	1,435	1,115	2,826	467	43,200	184,595

表 21 片付けごみ発生量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
1,458	667	3,055	4,864	103	52	60	10,260

③水害（五十鈴川洪水 最大想定規模）

表 22 災害廃棄物全体量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
2,316	2,290	5,737	8,081	377	323	7,811	26,936

表 23 片付けごみ発生量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
369	365	914	1,287	60	51	1,244	4,291

④水害（五十鈴川洪水 計画規模）

表 24 災害廃棄物全体量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
1,270	1,255	3,146	4,431	207	177	4,283	14,770

表 25 片付けごみ発生量（単位：トン）

柱角材	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	その他	土砂	合計
221	219	548	772	36	31	746	2,574

（3）処理可能量

①焼却施設の処理可能量

焼却施設の処理可能量は、次の式を用いて推計した。

この推計方法は、施設を最大限稼働させた場合の年間処理能力から、年間処理量（実績）を差し引いた余力分を処理可能量とするものである。なお、推計に当たり、施設の稼働状況は年間 280 日と設定した。

表 26 一般廃棄物焼却施設の処理可能量の推計式

$$\text{処理可能量(t/年)} = \text{年間処理能力(t/年)} - \text{年間処理量(実績)(t/R5 年度)}^{*1}$$

$$\text{年間処理能力(t/年)} = \text{年間最大稼働日数(日/年)} \times \text{処理能力(t/日)}$$

年間最大稼働日数：280 日と設定

※1 環境省一般廃棄物処理実態調査より

表 27 一般廃棄物焼却施設処理可能量の試算

施設名	日向東臼杵広域連合清掃センター	備考
年間処理量 (t/年度)	21,839	R5年実調・日向東臼杵広域連合清掃センター
稼働年数 (年)	34	1991年使用開始
処理能力 (t/日)	160	
処理能力 (t/年)	44,800	280日/年とする
年間処理能力 (余裕分) (t/年)	22,961	処理能力 (t/年) - 年間処理量 (t/年度)
処理能力 (公称能力) に対する余裕分の割合 (%)	51%	年間処理能力 (余裕分) ÷ 処理能力 (t/年)
処理可能量 (t/年度)	(参考) 最大活用方式	22,961
	高位シナリオ (分担率20%)	4,368
	中位シナリオ (分担率10%)	30年超え施設のため除外
	低位シナリオ (分担率5%)	20年超え施設のため除外

※既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算については資料編を参照。

災害廃棄物発生量のうち可燃物 90,821 トン（南海トラフ巨大地震推計より）を既存処理施設で処理する場合、施設の処理能力を最大限活用しても 3 年以内で処理はできない。また、南海トラフ巨大地震では日向市や東臼杵郡町村も被災し、日向東臼杵広域連合清掃センターでの焼却能力が不足することが考えられ、広域処理の検討が必要となる。

日向東臼杵広域連合災害廃棄物処理計画では、「構成市町村からの搬入に当たっては、仮置場からの搬入を原則とし、搬入計画に従い受け入れるものとする」ことになっており、「構成市町村は広域連合に事前に搬入計画を提出するものとし、広域連合は運転計画に基づいて、構成市町村の搬入計画の調整を行う」となっている。

通常の一般廃棄物を処理しながら災害廃棄物を受け入れて混焼する「最大活用方式」を採用する場合には、施設の故障やトラブルの発生リスクが高まる点に留意する必要がある。実際、平成 30 年 7 月豪雨で被災した中国・四国地方の自治体では、分別が不十分であったことにより、土砂の付着や不燃物の混入が原因で、焼却施設の緊急停止や排ガス濃度基準の超過といった事例が発生している。

さらに、災害時には処理施設自体が被災する可能性や、復旧までの期間が不明であること、稼働日数の増加に伴う人員確保の課題、施設の老朽化による処理能力の低下なども考慮する必要がある。

## ②最終処分場の処理可能量

最終処分場の処理可能量は、次の式を用いて推計した。

この推計方法は、残余容量から平時の埋立処分量 10 年分を差し引くことにより 10 年後残余容量を処理可能量とするものである。

表 28 一般廃棄物最終処分場の処理可能量の推計式

<p><b>処理可能量(t)</b></p> <p><b>= (残余容量(m<sup>3</sup>))*<sup>※1</sup>一年間埋立処分量(実績)(m<sup>3</sup>/R5 年度)*<sup>※2</sup>×10 年)×比重</b></p> <p>比重:0.8163*<sup>※3</sup></p> <p>※1、※2：環境省一般廃棄物処理実態調査より ※3 一般廃棄物の排出及び処理状況等（令和5年度）より</p>
---

表 29 一般廃棄物最終処分場処理可能量試算

施設名	日向市一般廃棄物最終処分場	備考
施設全体容量 (m <sup>3</sup> )	127,000	R5年実調より
残余容量 (m <sup>3</sup> )	40,524	R5年実調より
埋立実績 (t/年度)	3,024	R5年実調より (埋立量・覆土含まない)
埋立容積 (m <sup>3</sup> /年度)	3,705	埋立実績 (t/年度) ÷ 0.8163
残余年数 (年)	11	残余容量 (t) ÷ 埋立実績 (t/年度)
10年後残余容量 (t)	2,840	残余容量 (t) - 埋立実績 (t/年度) × 10
処理可能量 (t/年度)	(参考) 最大活用方式	2,840
	高位シナリオ(分担率40%)	1,210
	中位シナリオ(分担率20%)	605
	低位シナリオ(分担率10%)	302

※既存の廃棄物処理施設における災害廃棄物等の処理可能量の試算については資料編を参照。

残余容量が不足していることから、自区域内での最終処分が難しいため、広域処理等の検討が必要である。また、焼却処理と同じく最終処分についても、南海トラフ巨大地震では日向市や東臼杵郡町村も被災しており、現在使用している日向市最終処分場や日向東臼杵広域連合で進めている次期最終処分場についても、容量が不足している。(計画埋立容量 52,100 m<sup>3</sup> (廃棄物量 40,800 m<sup>3</sup>、覆土容量 11,300 m<sup>3</sup>))

#### (4) 処理フローに係る項目

災害廃棄物の処理のスピード化と再資源化率を高めるためには、混合状態を防ぐことが重要であることから、その後の処理方法を踏まえた分別を徹底するものとする。混合廃棄物を減らすことが、復旧のスピードを高め、再資源化・中間処理・最終処分のトータルコストを低減できることを十分に念頭に置くものとする。災害廃棄物処理の基本方針、発生量、廃棄物処理施設の被災状況を想定しつつ、分別・処理フローを設定する。

##### ①処理フロー図

本計画の想定地震としている南海トラフ巨大地震での災害廃棄物処理フロー及び日向灘北部地震の処理フロー及び水害での処理フロー図を以下の図7～10に示す。

本町での処理では、想定される災害が発生した場合、焼却処理、最終処分ともに不足する可能性が考えられるため、大規模災害発生時には広域的な処理について検討する。



図7 処理フロー図 (南海トラフ巨大地震)



図8 処理フロー図 (日向灘地震)



図9 処理フロー図 (五十鈴川洪水 最大想定規模)



図 10 処理フロー図 (五十鈴川洪水 計画規模)

## ②広域的な処理・処分

自区域内で計画的に廃棄物処理を完結することが困難であると判断した場合は、県への事務委託（地方自治法第 252 条の 14）を含めて広域処理を検討する。県への事務委託の内容には次のようなものが考えられる。

- ア. 倒壊建物等の解体・撤去
- イ. 一次仮置場までの収集運搬・一次仮置場における分別、処理
- ウ. 一次仮置場からの収集運搬・二次仮置場における分別、処理
- エ. 二次仮置場からの収集運搬
- オ. 処理（自動車、家電、PCB 等特別管理廃棄物、災害廃棄物等）

## ③処理スケジュール

過去の大規模災害の事例では、最大3年以内に処理業務を完了していることから、処理期間を3年とした場合、表30のスケジュールを目安とする。水害の事例においては1年以内での処理業務を完了することとし、表31のスケジュールを目安とする。実際に災害が発生した際には、被災状況によって処理期間を再検討する。

表 30 大規模災害での処理スケジュール

	1年目		2年目		3年目	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

表 31 水害での処理スケジュール

	1 年間					
	1週間	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	9ヶ月	12ヶ月
仮置場設置	■					
災害廃棄物の搬入		■	■			
災害廃棄物の処理		■	■	■	■	
仮置場の撤去						■

(5) 解体・撤去

①通行障害、倒壊の危険性がある建物

通行上支障がある災害廃棄物や倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。

なお、一般家屋の基礎撤去等に当たっては、所有者の同意書を受領のうえ、所有者、隣接者の立ち会いを求めることが、災害時の円滑な基礎撤去作業につながる。

②通行障害となっている被災自動車や船舶

初動期における被災車両の撤去については、人命救助や遺体収容の観点から自衛隊・警察と協力し迅速に対応する必要があるが、当該自動車の所有権を考慮し、事前に撤去予定などを提示してから行うことが望ましい。また、ハイブリット車両や電気自動車は短絡感電のおそれがあることから、車両解体業者と連携して撤去する。

③分別の徹底

解体現場においては、混合廃棄物が円滑な中間処理を阻害しないよう、下記ア～カにより分別することを原則とし、市町村の災害廃棄物の処理体制に応じて分別区分を定めることとする。

- ア. 木質系（柱、板等）
- イ. 金属（鉄筋、鉄骨、サッシ等）
- ウ. コンクリート（30 c m程度以下）
- エ. 可燃物（紙等）
- オ. その他不燃物（瓦、レンガ、ガラス、アスファルト、土砂、石等）
- カ. 混合廃棄物（以上を最大限分別した後の混合廃棄物）

#### ④焼失家屋から発生した廃棄物の取扱い

災害時に火災が生じた場合の焼失家屋から発生した廃棄物については、完全に灰化した燃えがらは、飛散流出防止の観点から仮置きは行わず最終処分場へ直接搬入することとし、燃え残りが多いと思われるものは分別し、可燃物については現有施設へ搬入し焼却処理することとする。

#### （6）収集・運搬

阪神・淡路大震災時及び東日本大震災時は仮置場での搬入・搬出で車両が渋滞した。収集・運搬作業の実施に当たっては、道路及び道路周辺の通行止め及び片側通行などの通行規制等の状況を踏まえ、効率的な収集・運搬ルート、収集・運搬ブロック（各施設の受入後背地）等を適宜設定する。原則として次の基準に従いルート設定等を行うこととする。

また、災害時の混乱に乗じて、不正に廃棄物を処理する者が現れるおそれがあることから、必要に応じ許可制をとり、許可証を所持しない者の収集・運搬を禁止する必要がある。

##### ①搬出時の配慮事項

- ア. 解体時に分別されたものは、その分別を保って搬出する。
- イ. 運搬中の飛散、落下を防止するための対策を講じる。

##### ②搬出先となる仮置場の指定

- ア. 地区ごとに搬出先とする仮置場を指定する。
- イ. 仮置場の配置から近隣の他市町の仮置場に搬出することがより効率的であるとえられる場合は、平常時から関連市町と協議し、相互受入等を計画しておく。

##### ③搬出ルートの提示

- ア. 仮置場への搬入誘導・調整を行うために、地区ごとに指定仮置場までの搬出ルートを提示する。
- イ. 搬出ルートの設定に当たっては、運搬時の沿道への影響がより小さいルートを選定する。

#### ④搬出輸送時の周辺環境対策

アスベストを含む解体材の搬出輸送に際しては、廃棄物処理法及び「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針」（厚生省水道環境部産業廃棄物対策室監修、昭和63年）に従って、周囲への飛散を防止し、適正に搬出輸送を行う。

#### ⑤搬出輸送指針の策定と周知

市町村は上述の搬出時の配慮事項、分別区分、排出地域ごとの仮置場の指定、搬出ルート  
の指針を定め、運搬業者等関係者に周知する。

### （7）中間処理

膨大に発生する災害廃棄物の大半はがれき等であり、その処理には市町村の現有施設のみでは対応が困難なことが想定されるため、本町で中間処理すべき廃棄物量、処理期間等を  
勘案し、必要な処理能力を有する緊急処理施設の設置を検討する必要がある。

このような緊急処理施設としては、破砕用、選別用、焼却用のものがあり、多くは民間所  
有となっているのであらかじめ民間施設に関する情報収集を行うとともに援助・協力につ  
いて事前調整を図っておくこととする。

また、設置場所については、広さや周辺の立地条件等も考慮し、設置する施設の種類・能  
力については場所ごとに検討を行うこととする。

### （8）再資源化

地震発生後に多量に発生するがれき等は、資源の有効利用及び処分場の延命化等の観点  
から、地域復旧・復興等においてできる限り再資源化を進めることとする。

#### ①基本方針

- ア. 再利用・再資源化方策を第一に検討、最大限の再利用・再資源化を図る。
- イ. 混合廃棄物は、再選別を行い、可能な限り再利用・再資源化を図る。

#### ②具体的方策

- ア. 民間の再資源化施設を積極的に活用し、効率的に行う。このために平常時より民  
間業者との協力体制を整備する。
- イ. 木くずのチップボード材や製紙原料への利用、燃料用チップとしての利用など、  
再利用の用途及び業者の受入可能性や条件を把握する。
- ウ. 金属くずは原則として再資源化業者に処理を依頼する。再資源化業者の受入可能  
性及び処理可能量を把握する。
- エ. コンクリート塊の再資源化方策は、民間の再資源化施設への搬入と、仮置場にお  
ける移動式コンクリート塊破砕機の調達の方法が考えられるため、平時より業者

の受入可能性を検討しておく。

- オ. コンクリート塊等を再生骨材、路盤材、埋立用材として有効利用する場合に、資材が備えるべき条件（材質、大きさ等）をあらかじめ把握し、有効利用推進の基礎情報とする。
- カ. 再生骨材、路盤材、埋立用材としての再利用先（道路整備や埋立事業など）の検討、確保に努める。

#### （9）最終処分

県指針では「がれき等は、分別、中間処理、再資源化を行った後、原則として各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。」また、「各市町村の最終処分場で処分できない場合は広域処分、民間の最終処分場の利用等について検討するものとする。」とされている。

本町を含む東臼杵郡町村は、日向市最終処分場に日向市の許可を受けて最終処分をしている状況である。また次期最終処分場は、日向市東臼杵広域連合が令和13年度に供与開始で建設事業を進めている。次期最終処分場については、令和13～27年の構成市町村が排出する焼却灰等を勘案し計画埋立量を推計しており、大量の災害廃棄物を最終処分する容量は備えていない状況であるため、広域処分や民間の最終処分の利用について検討する。

### 第3節 片付けごみ

#### (1) 片付けごみの回収戦略

- ①災害の種類によって片付けごみの排出時期は異なるが、水害の場合は水が引いた直後からすぐに自宅の片付けが開始されることから、すぐに片付けごみが排出される。
- ②片付けごみは本町が設置・管理する仮置場へ住民にできるだけ搬入してもらい、発災直後から仮置場を設置する。片付けごみのステーション回収は行わない。
- ③ごみ出しができない高齢者等の災害弱者に対しては、道路際の自宅敷地内に排出してもらい、災害ボランティアによる支援や状況に応じて本町による戸別回収を検討する。

#### (2) 無管理の集積所への対応方法

無管理の集積所が発生した場合、住民や収集運搬業者等から発生場所についての情報を収集し、可能な限り早期に早急に回収する。早期に回収が困難な場合は、地域住民に分別管理を依頼する。

無管理の集積所からの搬出が完了したら、本町が指定する排出場所の広報を行い、新たな侵入・排出を避けるため三角コーンやロープで搬出が完了した集積所を囲い、閉鎖する。

### 第4節 仮置場

#### (1) 仮置場候補地の設置

災害廃棄物により生活環境に支障が生じないようにするためには、発災後、速やかに仮置場を設置し、生活圏から災害廃棄物を撤去することが重要である。

発生元付近で短期間保管する場所を「一次仮置場」、「一次仮置場」から搬出された後の分別や中間処理を行う場所を「二次仮置場」とし、一次仮置場と二次仮置場を合わせて「仮置場」と称する。

表 32 仮置場の種類

一次仮置場	片付けごみ、被災した建物、津波堆積物等の災害廃棄物を搬入し、二次仮置場での処理を行うまでの間の分別・保管を基本とする。
二次仮置場	一次仮置場で処理した災害廃棄物を搬入し、焼却施設や最終処分場等への施設に搬入するまでの間の保管や、受入のための中間処理（破碎・選別）を行う。必要に応じて仮設焼却炉を設置する場合もある。

平成 23 年東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 6 年能登半島地震など過去の大災害の教訓から、処理期間の短縮、低コスト化、生活環境の保全や公衆衛生の悪化の防止等の観点から、搬入時から分別を徹底することが重要とされているため、本町においても同様に行う。

- ◆仮置場の選定は、候補地リストの中から、災害対策本部内で調整のうえ行う。
- ◆仮置場候補地は、平常時若しくは使用前に土壌調査、土壌のサンプリングをしておくことが望ましい。
- ◆保管する予定の廃棄物の性状、地下地盤の状況（透水性の高い石灰岩質等の場合）に応じて、シート敷設等の土壌汚染、地下水汚染防止対策を検討する。
- ◆仮置場では、円滑に通行できるよう一方通行の動線とすることに努める。
- ◆仮置場内の分別品目ごとに看板を設置する。（平常時に作成しておく。）
- ◆生ごみは搬入不可とする。また、家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機）は可能な限り、買い替え時に購入店に引き取ってもらうようにする。
- ◆災害廃棄物は種類ごとの発生量や体積の違いを考慮し、区分ごとのスペースを決める。
- ◆分別品目ごとに作業員を配置し、分別配置の指導や荷下ろしの補助を行う。
- ◆火災防止のため、ガスボンベ、灯油タンク等の危険物は搬入しないようにする。搬入されてしまった場合は、他の災害廃棄物と分けて保管し、可燃性廃棄物の近くに置かないようにする。
- ◆状況に応じ、不法投棄の防止や第三者の侵入防止、強風による飛散防止、騒音の軽減を図るため、仮置場周囲に、フェンス等の囲いを設置する。
- ◆仮置場の設置場所（住宅密集地付近、都市公園、国立・国定公園内等）に応じて、必要な環境モニタリング（臭気、騒音、振動、周辺河川水質、地下水、粉じん等）を実施する。
- ◆受付では身分証明書の確認を行うなど、他市町村からの便乗ごみが紛れ込まないよう留意する。

表33 仮置場候補地の選定の際に考慮する点

		条 件	理 由
所有者		<ul style="list-style-type: none"> <li>●公有地（市区町村有地、県有地、国有地）が望ましい。</li> <li>●地域住民との関係性が良好である。</li> <li>●（私有地の場合）地権者の数が少ない。</li> </ul>	●災害時には迅速な仮置場の確保が必要であるため。
面積	一次仮置場	●広いほどよい。（3,000m <sup>2</sup> は必要）	●適正な分別のため。
	二次仮置場	●広いほどよい。（10ha以上が好適）	●仮設処理施設等を設置する場合があるため。
平時の土地利用		●農地、校庭、海水浴場等は避けたほうがよい。	●原状復旧の負担が大きくなるため。
他用途での利用		●応急仮設住宅、避難場所、ヘリコプター発着場等に指定されていないほうがよい。	●当該機能として利用されている時期は、仮置場として利用できないため。
望ましいインフラ（設備）		●使用水、飲料水を確保できること。（貯水槽で可）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火災が発生した場合の対応のため。</li> <li>●粉じん対策、夏場における熱中症対策</li> </ul>

	条 件	理 由
		のため。
	●電力が確保できること。(発電設備による対応も可)	●仮設処理施設等の電力確保のため。
土地利用規制	●諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壤汚染対策法等）による土地利用の規制がない。	●手続、確認に時間を要するため。
土地基盤の状況	●舗装されているほうがよい。 ●水はけの悪い場所は避けたほうがよい。	●土壤汚染、ぬかるみ等の防止のため。
	●地盤が硬いほうがよい。	●地盤沈下が発生しやすいため。
	●暗渠排水管が存在しないほうがよい。	●災害廃棄物の重量で暗渠排水管を破損する可能性があるため。
	●河川敷は避けたほうがよい。	●集中豪雨や台風等増水の影響を避けるため。 ●災害廃棄物に触れた水が河川等へ流出することを防ぐため。
地形・地勢	●平坦な土地がよい。起伏が少ない土地がよい。	●廃棄物の崩落を防ぐため。 ●レイアウトの変更が難しいため。
	●敷地内に障害物（構造物や樹木等）が少ないほうがよい。	●迅速な仮置場の整備のため。
土地の形状	●変則形状でないほうがよい。	●レイアウトが難しくなるため。
道路状況	●前面道路の交通量は少ない方がよい。	●災害廃棄物の搬入・搬出は交通渋滞を引き起こすことが多く、渋滞による影響がその他の方面に及ばないようにするため。
	●前面道路は幅員 6.0m 以上がよい。二車線以上がよい。	●大型車両の相互通行のため。
搬入・搬出ルート	●車両の出入口を確保できること。	●災害廃棄物の搬入・搬出のため。
輸送ルート	●高速道路のインターチェンジ、緊急輸送道路、鉄道貨物駅、港湾（積出基地）に近いほうがよい。	●広域輸送を行う際に効率的に災害廃棄物を輸送するため。

## （２）仮置場の運営

大規模な災害が発生した場合には、仮置場の管理・運営に関して宮崎県産業資源循環協会に委託することを検討する。

### ①一次仮置場

#### ア． 設置場所と箇所数

一次仮置場の選定にあたっては、被災地内の住区基幹公園や空き地など、できるかぎり被災者の生活場所に近いところに複数箇所設置する。

#### イ． 分別

被災者の負担軽減を考慮し、分別区分は可燃物、不燃物（がれき等）家電リサイクル対象品目、小型家電（PC等）、畳、タイヤ、カーペット類、有害・危険物（消火器、ボンベ、スプレー缶、蛍光灯、その他火気に留意を要するもの等）程度に大分別した上で保管するものとする。

また、被災者の思い出の品となる写真、アルバム、位牌等及び個人情報などが含まれる可能性のあるPCや小型家電製品についても、可能な限り分別した上での保管が望ましい。

津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出が想定されるため他の廃棄物とは分別した上で遮水シート等を敷設の上保管するものとし二次仮置場へ搬出する際は、海水を被った廃棄物であることが判別できるようにする。

#### ウ. 搬入、搬出

車両による搬入、二次仮置場への搬出等を考慮し、パッカー車（4トン車程度）、ダンプトラック（10トン車程度）等の出入口及び道路の幅員を確保する。

また、二次仮置場での分別を考慮し、搬出時には可能な限り、分別種類ごとに異なる車両に積載する。搬入・搬出量の記録については、処理量やコストを見積もる上で、日々の状況把握を行うことが望ましいが、計量システムが充実していない場合には、積載状況等をデジタルカメラで記録し、その画像から推計するなどの工夫が必要である。

#### エ. 安全対策

作業者の安全確保のため、マスクや安全靴の着用、肌の露出を避ける服装、ヘルメットやゴーグルの着用を徹底するとともに、二次的事故防止の観点から、複数人で作業するものとする。

#### オ. 広報

住民やボランティアによる搬入が予想されることから、一次仮置場の場所、分別方法について放送、チラシ、貼り紙、自治会長・ボランティアセンターへの通知等により災害初動時に周知するものとする。

仮置場を設置した時には、場所、受入れ期間（時間）、分別、持込禁止物等を明確にしたうえで広報を行う。広報は、インターネット、チラシ、放送等複数の方法により行い、全世帯へ周知できるようにする。

#### カ. 環境管理

作業時に発生するほこり対策と自然発火防止のため、搬入された廃棄物の表面を湿らせる程度の散水を行うものとする。

また、周辺環境への影響を最小限にするため、可能であれば飛散防止ネットや防音シートの設置を行うものとする。

さらに、降雨時の排水についての対応をあらかじめ検討しておくとともに、作業時及び搬入・搬出時の車両により発生する騒音等を考慮した作業時間を設定するものとする。

## ②二次仮置場

### ア. 設置場所

二次仮置場の選定にあたっては、大量の廃棄物が集積すること、重機等を用いた分別、仮設焼却炉等の設置による焼却処理、破砕機による減容等の中間処理を行うため、可能な限り避難場所等住民が生活する場所から離れた場所に設置するものとする。

具体的には、処分場、処分場跡地等に設置することが望ましいが、不可能な場合は、工場用地、港湾施設、公園、公共用地、借り上げ私有地などに設置するものとする。

なお、公共用地の場合は、都市計画法第6条に基づく調査で整備された本町及び県計画担当部局及び避難所を管轄する危機管理担当部局との協議を行う。

また、私有地の場合は、二次汚染を防止するための対策と原状復帰時の汚染確認方法を事前に作成し、地権者等に説明することが望ましい。

### イ. 搬入・搬出管理

二次仮置場には管理事務所を設置し、各搬入車両の確認、廃棄物の種類別の搬入台数、搬入量を確認する。処理量やコストを見積もるため、トラックスケール等で日々の搬入・搬出管理が必要となるが、機器不足等により計量が困難な場合、搬入・搬出台数や集積の面積、高さ及び一次仮置場で把握している搬出量等を参考にその入出の把握に努めるものとする。

また、積載状況等をデジタルカメラで記録し、その画像から推計するなどの工夫も必要である。

### ウ. 分別

分別種類ごとの受入区域を設定し、分別種類ごとに受け入れ保管する。

また、被災者の思い出の品となる写真、アルバム、位牌等及び個人情報などが含まれる可能性のあるPCや小型家電製品についても、可能な限り分別した上での保管が望まれる。

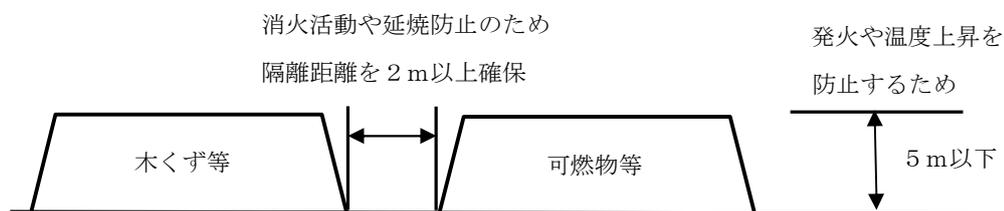
津波の被災地においては、廃棄物からの塩類の溶出等が想定されるため他の廃棄物とは分別した上で遮水シート等を敷設し、保管するものとする。

### エ. 作業管理

現場での作業にあたっては、次の点に留意するものとする。

- ・作業の安全性を確保するため、積上げ高さや勾配に配慮する。
- ・作業効率と安全作業の観点から搬入車両に対して的確な誘導を行う。
- ・保管効率向上と搬入車両の横転を防止するため、搬入車両から降ろされた廃棄物は速やかに重機を利用し敷き均し、積み上げを行う。
- ・蓄熱火災を防ぐために、可燃性廃棄物の積み上げ高さや配置を適切にする。積み上げ高さは5 m以下、一山の設置面積は200 m<sup>2</sup>以下、山と山との離隔距離は2 m以上とする。

## 災害廃棄物の積み上げ高さ及び配置



- ・積み上げた山の上で作業する場合は、毎日場所を変えて、蓄熱を誘発する同一場所での圧密を避ける。
- ・長期間の保管が必要な場合は、数週間ごとに廃棄物の切り返しを行い、長期間放置しない。
- ・火気の扱いについては、使用条件を定め十分な注意を払うとともに場所を決めて、消火器を備えるものとする。
- ・なお、嫌気状態で発生するメタンガスを放出するためのガス抜き管を設置することが望ましい。
- ・廃棄物の破碎選別処理を行う場合、破碎された廃棄物は発酵、分解速度が速まり、圧密による発火の危険性が高まる傾向があるため、搬出選別可能量だけ破碎し、破碎物の保管を極力避けるものとする。
- ・過剰な散水は、発酵の促進や浸出水の発生を誘発するため、積み上げた廃棄物に対する散水は、飛散防止程度を目途に行うものとする。

### オ. 安全対策

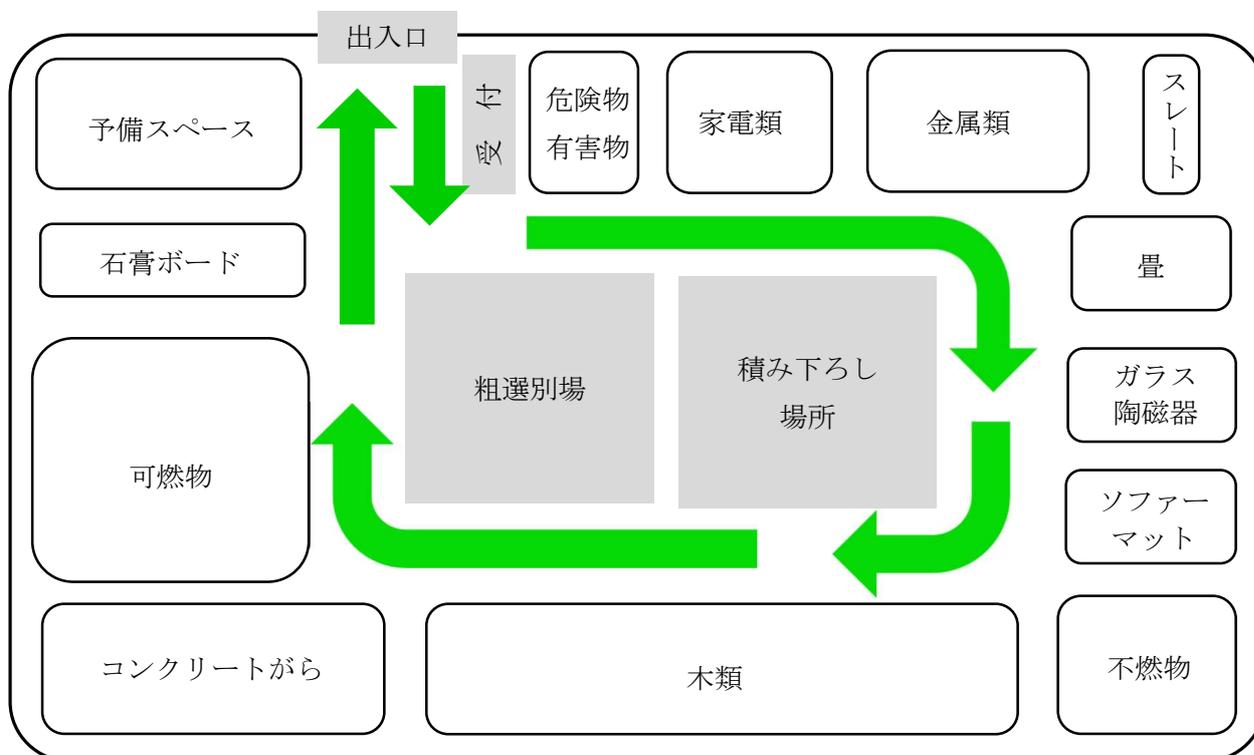
作業者の安全確保のため、マスクや安全靴の着用、肌の露出を避ける。服装、ヘルメットやゴーグルの着用を徹底するとともに、二次的事故防止の観点から、複数人で作業するものとする。

### カ. 環境管理

二次仮置場では、破碎機や仮設焼却炉、その他重機等を使用するため、防音壁による騒音・振動対策、飛散防止ネットによる大気汚染対策、消石灰、消毒剤、消臭剤散布による悪臭対策、散水による砂塵等の抑制対策、遮水シート敷設、排水溝・貯留池等の設置による汚濁水の地下浸透・漏出対策等、処分場と同様の環境リスク対策を簡易なレベルで施す必要がある。このため、電気、水道（困難な場合は発電機、散水用ポンプ、散水車等）、薬剤等をあらかじめ確保するよう努めるとともに、防音壁等については、廃棄物の中から適切な資材を選択し、簡易な囲いに活用するなど工夫する。

### (3) 仮置場の分別配置例

仮置場の分別配置の例を図 11 に示す。また、仮置場候補地の形状に応じた配置・レイアウト図を資料編に示す。



※分別配置等は例であり、災害の種類や規模、仮置場の場所によって変化する。

※災害廃棄物の分別区分は、平常時のごみの分別区分を参考に、処理業者等の関係者と協議して決めるのが望ましい。

※搬入車両は左折入場とする。

※場内の動線は時計回りを基本とし、出入口で車両が交錯することのないようにする。

※区分した廃棄物どうしが接するようになると、境界線が曖昧になり混合廃棄物になりやすい。各廃棄物の配置は、実際の搬入量を見ながら柔軟に変更し、廃棄物どうしが2 m程度は離れるようにする。

図 11 仮置場の分別配置の例

### (4) 仮置場の復旧

仮置場の復旧については、使用開始前に土地管理者（所有者）との復旧に関する協議を実施しておくことが望ましい。復旧を行う際は、土壌分析等を行うなど、土地の安全性を確認し、迅速な原状回復に努める。

### (5) 必要資機材

仮置場の運営に必要な資機材を表 34 に示す。

表 34 一次仮置場における必要資機材

区分	主な資機材リスト	用途	必須	必要に応じて	調達方法
設置	敷鉄板、砂利	大型車両の走行、ぬかるみ防止		○	委託
	マグネット付バックホウ等	敷鉄板の敷設		○	委託
	出入口ゲート、チェーン、南京錠	保安対策（進入防止）、不法投棄・盗難等の防止	○		備蓄予定
	案内板、立て看板、場内配置図、告知看板	運搬車両の誘導、災害廃棄物の分別区分の表示、お知らせ・注意事項の表示等	○		備蓄予定
	コーン標識、ロープ	仮置き区域の明示、重機の可動範囲・立ち入り禁止区域の明示等の安全対策		○	備蓄予定
	受付	搬入受付	○		備蓄予定
処理	フォーク付のバックホウ等	災害廃棄物の粗分別、粗破碎、積み上げ、搬出車両の積み込み	○		委託
	マグネット、スケルトン	搬出車両の積み込み		○	委託
	移動式破碎機	災害廃棄物の破碎		○	委託
	運搬車両（バッカー車、平ボディ車、大型ダンプ、アームロール車等）※1	災害廃棄物の搬入・搬出	○		委託
作業員	保護マスク、めがね、手袋、安全（長）靴、耳栓	安全対策、アスベスト吸引防止	○		備蓄予定
	休憩小屋（プレハブ等）、仮設トイレ	職員のための休憩スペース、トイレ		○	委託
	クーラーボックス	職員の休憩時の飲料水の保管		○	備蓄予定
管理	簡易計量器	災害廃棄物の搬入・搬出時の計量		○	委託
	シート	土壌汚染の防止、飛散防止		○	委託
	仮囲い	飛散防止、保安対策、不法投棄・盗難防止、騒音低減、景観への配慮		○	委託
	飛散防止ネット	飛散防止		○	委託
	防じんネット	粉じんの飛散防止		○	委託
	タイヤ洗浄設備、散水設備・散水車	粉じんの飛散防止		○	委託
	発電機	電灯や投光機、水噴霧のための電力確保、職員の休憩スペースにおける冷暖房の稼働用		○	委託
	消臭剤	臭気対策		○	委託
	殺虫剤、防虫剤、殺鼠剤	害虫対策、害獣対策		○	委託
	放熱管、温度計、消火器、防火水槽	火災発生防止（堆積物内部の放熱・温度・一酸化炭素濃度の測定）		○	委託
	掃除用具	仮置場その周辺の掃除（美観の保全）		○	委託

出典：災害廃棄物対策指針【技術資料 17-1】をもとに作成

※1 運搬車両の主な用途

- ・パッカー車：可燃ごみ
- ・平ボディ車：不燃ごみ、大型ごみ
- ・大型ダンプ：土砂、流木
- ・アームロール車：コンテナに入るもの（可燃、不燃は問わない）

## （６）仮置場における必要人数

仮置場の必要人数と役割分担を表 35 に示す。

表 35 仮置場の必要人数と役割分担

役割	人数	支援要請先	連絡先
受付	2 人	門川町役場職員	
警備員	2 人	門川町役場職員 又は	宮崎県産業資源循環協会 0985-26-6881
作業員	4～10 人	県市町村派遣職員 又は	
重機オペレーター	2 人	産業資源循環協会	

## （７）仮置場の必要面積と候補地

本計画で想定した災害の仮置場必要面積を表 36～表 43 に示す。仮置場必要面積の推計式は、資料編に示す。本町における仮置き場の必要面積は、南海トラフ巨大地震で 21.7ha、日向灘北部地震で 4.6ha、五十鈴川洪水最大想定規模で 0.77ha、五十鈴川洪水計画規模で 0.42ha となる。なお、詳しい算出方法については資料編に示す。

表36 仮置場必要面積（南海トラフ巨大地震 想定ケース①）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンがら	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	49,675	90,821	194,199	278,298	15,773	19,789	2,826	286	651,667
災害廃棄物等集積量 (t)	33,117	60,548	129,466	185,532	10,515	13,193	1,884	191	434,445
災害廃棄物年間処理量 (t)	16,558	30,274	64,733	92,766	5,258	6,596	942	95	217,222
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	1.1	-
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	82,791	151,369	117,697	168,665	9,559	11,993	1,047	174	543,295
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	33,117	60,548	47,079	67,466	3,824	4,797	419	69	217,318
仮置場必要面積 (ha)	<b>3.3</b>	<b>6.1</b>	<b>4.7</b>	<b>6.7</b>	<b>0.4</b>	<b>0.5</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>21.7</b>

表37 片付けごみ仮置場必要面積（南海トラフ巨大地震 想定ケース①）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンがら	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	2,154	2,299	6,258	9,359	389	416	60	20,935	
災害廃棄物等集積量 (t)	1,436	1,533	4,172	6,240	259	277	40	13,957	
災害廃棄物年間処理量 (t)	718	766	2,086	3,120	130	139	20	6,978	
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-	
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	3,591	3,832	3,792	5,672	236	252	22	17,397	
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	1,436	1,533	1,517	2,269	94	101	9	6,959	
仮置場必要面積 (ha)	<b>0.1</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.2</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.7</b>	

表38 仮置場必要面積（日向灘北部地震）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	19,630	9,088	40,980	65,854	1,435	1,115	2,826	467	141,395
災害廃棄物等集積量 (t)	13,087	6,059	27,320	43,903	957	743	1,884	311	94,263
災害廃棄物年間処理量 (t)	6,543	3,029	13,660	21,951	478	372	942	156	47,132
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	1.1	-
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	32,717	15,147	24,837	39,912	870	675	1,047	283	115,487
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	13,087	6,059	9,935	15,965	348	270	419	113	46,195
仮置場必要面積 (ha)	<b>1.3</b>	<b>0.6</b>	<b>1.0</b>	<b>1.6</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>4.6</b>

表39 片付けごみ仮置場必要面積（日向灘北部地震）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	1,458	667	3,055	4,864	103	52	60	10,260	
災害廃棄物等集積量 (t)	972	445	2,037	3,243	69	34	40	6,840	
災害廃棄物年間処理量 (t)	486	222	1,018	1,621	34	17	20	3,420	
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-	
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	2,431	1,112	1,852	2,948	62	31	22	8,459	
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	972	445	741	1,179	25	13	9	3,383	
仮置場必要面積 (ha)	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.1</b>	<b>0.1</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.0</b>	<b>0.3</b>	

表40 仮置場必要面積（五十鈴川洪水 最大想定規模）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	2,316	2,290	5,737	8,081	377	323	7,811	26,936	
災害廃棄物等集積量 (t)	1,544	1,526	3,825	5,387	251	215	5,208	17,957	
災害廃棄物年間処理量 (t)	772	763	1,912	2,694	126	108	2,604	8,979	
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-	
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	3,861	3,816	3,477	4,897	229	196	2,893	19,369	
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	1,544	1,526	1,391	1,959	91	78	1,157	7,748	
仮置場必要面積 (ha)	<b>0.15</b>	<b>0.15</b>	<b>0.14</b>	<b>0.20</b>	<b>0.01</b>	<b>0.01</b>	<b>0.12</b>	<b>0.77</b>	

表41片付けごみ仮置場必要面積（五十鈴川洪水 最大想定規模）

項目	廃棄物種別								合計
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	燃えがら	
災害廃棄物量 (t)	369	365	914	1,287	60	51	1,244	4,291	
災害廃棄物等集積量 (t)	246	243	609	858	40	34	830	2,861	
災害廃棄物年間処理量 (t)	123	122	305	429	20	17	415	1,430	
見かけ比重 (t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-	
災害廃棄物容積 (m <sup>3</sup> )	615	608	554	780	36	31	461	3,085	
仮置場必要面積 (m <sup>2</sup> )	246	243	222	312	15	12	184	1,234	
仮置場必要面積 (ha)	<b>0.02</b>	<b>0.02</b>	<b>0.02</b>	<b>0.03</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>0.02</b>	<b>0.12</b>	

表42 仮置場必要面積（五十鈴川洪水 計画規模）

項目	廃棄物種別							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	合計
災害廃棄物量(t)	1,270	1,255	3,146	4,431	207	177	4,283	14,770
災害廃棄物等集積量(t)	847	837	2,097	2,954	138	118	2,856	9,847
災害廃棄物年間処理量(t)	423	418	1,049	1,477	69	59	1,428	4,923
見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-
災害廃棄物容積(m <sup>3</sup> )	2,117	2,092	1,907	2,685	125	107	1,586	10,621
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )	847	837	763	1,074	50	43	635	4,248
仮置場必要面積(ha)	<b>0.08</b>	<b>0.08</b>	<b>0.08</b>	<b>0.11</b>	<b>0.01</b>	<b>0.00</b>	<b>0.06</b>	<b>0.42</b>

表43 片付けごみ仮置場必要面積（五十鈴川洪水 計画規模）

項目	廃棄物種別							
	柱角材	可燃物	不燃物	コンガラ	金属くず	その他	土砂	合計
災害廃棄物量(t)	221	219	548	772	36	31	746	2,574
災害廃棄物等集積量(t)	148	146	365	515	24	21	498	1,716
災害廃棄物年間処理量(t)	74	73	183	257	12	10	249	858
見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	0.4	0.4	1.1	1.1	1.1	1.1	1.8	-
災害廃棄物容積(m <sup>3</sup> )	369	365	332	468	22	19	276	1,851
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )	148	146	133	187	9	7	111	740
仮置場必要面積(ha)	<b>0.01</b>	<b>0.01</b>	<b>0.01</b>	<b>0.02</b>	<b>0.00</b>	<b>0.00</b>	<b>0.01</b>	<b>0.07</b>

本町における仮置場候補地は表44のとおりとする。

南海トラフ巨大地震の必要面積は21.7haと広大な面積が必要となっており、仮置場候補地では不足する。ただし、津波浸水面積も690haと甚大な被害となるため、仮置場については浸水区域内の被災した民有地や海浜公園を使って整備する。

表44 仮置場候補地

名称	所在地	概算面積	所有者及び管理者
西門川総合活性センター	門川町大字川内2671-3	約8,000m <sup>2</sup>	町有地
南町近隣公園	門川町南町6-45	約4,500m <sup>2</sup>	町有地
門川海浜総合公園	門川町加草5-1	多目的広場：約15,000m <sup>2</sup> 野球場：約12,000m <sup>2</sup> 駐車場：4,200m <sup>2</sup> 、 管理棟前中央広場約4,000m <sup>2</sup> (駐車スペース共)	町有地
門川町清掃工場	門川町大字門川尾末7456-4	有効面積約3,000m <sup>2</sup>	町有地
門川防災ダムグラウンド	門川町大字加草3787	7,500m <sup>2</sup>	町有地

## 第5節 津波堆積物の処理について

### (1) 基本的考え方

津波堆積物の主成分は海底の土砂相当の質であると考えられるが、津波によって陸地に広がる間に陸上に存在していた様々なものを巻き込み、その組成や性状は様々である。

したがって、拙速に海洋投棄や埋め戻し等の対策を講ずることは厳に避けるべきであるが、緊急的に除去が必要な場合には重機等あるいはボランティア等による人力を使って除去し、適切な場所に一時的に集積・保管することとする

除去する際には、異臭や色、周辺の状況などから判断して有害物資等を含む可能性がある場合には、他の堆積物や廃棄物と分別処理できるようにする。一時集積場所において適切な方法で性状を把握し、性状に応じた適切な処理や再利用の方法を選定するとともに処理計画を作成し、必要な機材、設備等を調達し、処理を実施する。

農地等に堆積する津波堆積物など、一定期間そのままの状態が可能な物については、緊急対策後に適切な対応を検討するものとする。

### (2) 津波堆積物の発生量

津波堆積物発生量推計と仮置場必要面積を表45に示す。なお、仮置場必要面積の推計式は、資料編に示す。なお、津波堆積物の処理については、災害廃棄物対策指針【技術資料24-13】、東日本大震災津波堆積物処理指針（平成23年7月13日）に基本的な考え方がまとめられている。

表45 津波堆積物発生量推計と仮置場必要面積

項目	津波堆積物
津波堆積物(t)	165,600
津波堆積物集積量(t)	110,400
年間処理量(t)	55,200
見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	1.46
津波堆積物容積(m <sup>3</sup> )	75,616
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )	30,247
<b>仮置場必要面積(ha)</b>	<b>3.0</b>

南海トラフ巨大地震想定ケース①

項目	津波堆積物
津波堆積物(t)	43,200
津波堆積物集積量(t)	28,800
年間処理量(t)	14,400
見かけ比重(t/m <sup>3</sup> )	1.46
津波堆積物容積(m <sup>3</sup> )	19,726
仮置場必要面積(m <sup>2</sup> )	7,890
<b>仮置場必要面積(ha)</b>	<b>0.8</b>

日向灘北部地震

### (3) 応急対策

腐敗による悪臭の発生、ハエなどの公衆衛生上問題となる害虫の大量発生、乾燥による粉じんの発生等が進行するおそれのある津波堆積物については、撤去の前に薬剤等を散布するなど、応急的な悪臭や害虫、粉じん等の発生防止対策を行うものとする。

#### (4) 組成・性状の把握

処理に際しては、目視及び臭気による確認、現地スクリーニング、化学分析等により、津波堆積物の組成・性状について確認するものとする。

#### (5) 撤去

津波堆積物の堆積状況は、農地（水田・畑地）、森林、水路、市街地（民地・道路・公園・学校等）、水没地等その堆積場所や土地利用の状況によってさまざまであるため、市街地や狭隘地においては人力で集積したものを重機で搬出する方法、水没地等では泥状になったものを湿地用ブルドーザーでかき寄せてからクローラードンプで収集する方法、さらに含水率が高い場所においては汚泥吸排車等の活用が考えられるが、現地や津波堆積物の状況等を考慮しながら効率的な方法を選択する。

なお、木くず・コンクリートくず等が混入しておらず、有害物質等による汚染もない津波堆積物は、津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地権利者との調整等によって、撤去を行わないことも検討可能とする。

#### (6) 収集・運搬

津波堆積物の性状によっては、耐久性を有する不織布製バックや損傷しにくいコンテナ等の容器に入れて運搬する必要があるものもあることから、予め、対象となる津波堆積物の組成や性状を確認したうえで、必要となる運搬機械や資材を選定する。

また、長期間放置された堆積物には、臭気や粉じんを発生させるものもあることから、積み込みや積み下ろしの作業にあたっては、これらが飛散しないよう注意深く取り扱う。

さらに、労働法規や交通法規の他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省経建発第1号、平成5年1月12日）等を参考に、作業員や周囲の安全確保を図るものとする。

#### (7) 集積場所等における保管

津波堆積物を、組成・性状に応じて、分類して集積し、周辺環境保全上の支障が生じないような措置を行い、適切な仮置保管を行う。

集積場所等においては、分類されたものが混在することなくそれぞれ所定の場所に保管されるよう、分類毎の置き場に境界区分を設けるとともに、指導員や看板等により搬入車両に対して徹底する。

#### (8) 有効利用・処分

津波堆積物は、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先。有効利用が困難である場合は、最終処分場での処分や、他の処分が困難な場合には海洋投入処分等、組成と性状に応じて適切な方法を選択し、適正に処理することを基本とする。特に、組成・性状を調査した結果、津波堆積物の塩分濃度が高かったり、有害物質等を含んでいる場合には、

洗浄による浄化や、不溶化・無害化処理、熱処理等を行うこととする。

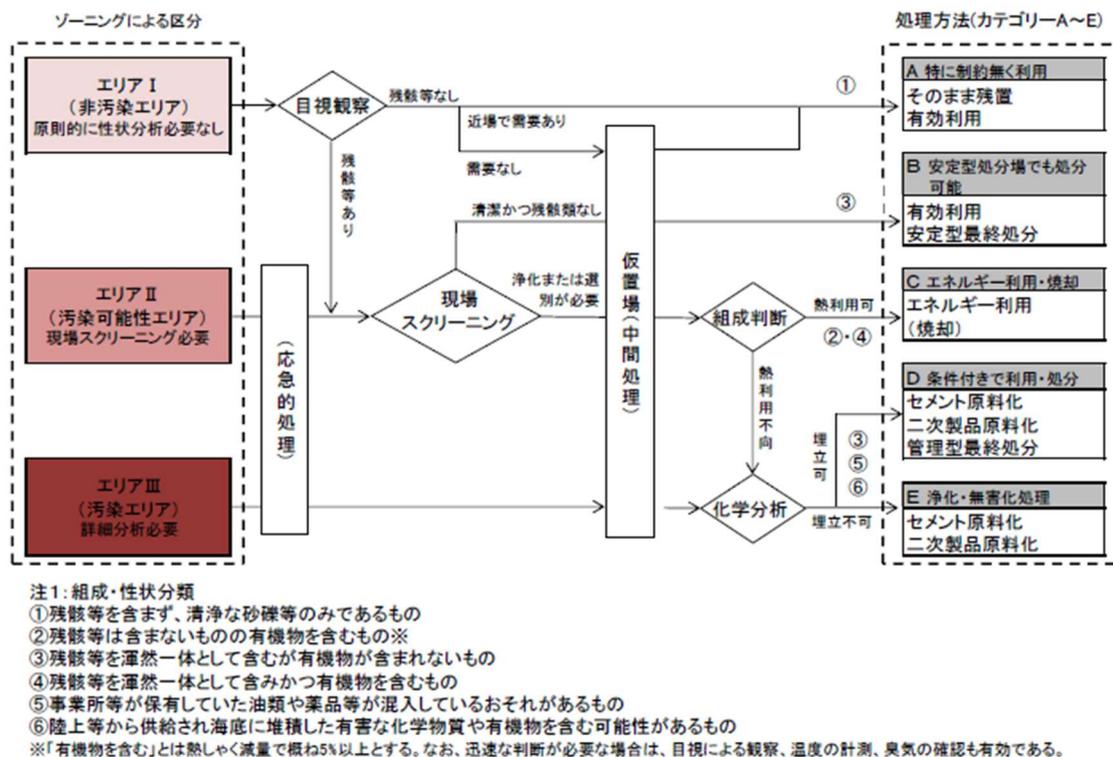


図 12 津波堆積物の処理フロー

出典： 出典：環境省災害廃棄物対策指針（令和2年3月）【技術資料 24-13】

## 第6節 生活ごみの処理について

避難所ごみを含めた生活ごみは、以下に定めるところにより処理することとする。

### (1) 基本的考え方

災害時における生活ごみの発生量は、平常時と同程度であるが、ごみ組成は変化する傾向がある。更に、災害時の生活ごみは避難所からも発生するため、平常時の収集運搬ルートに加え、避難所を経由したルートを検討する必要がある。

また、生活ごみの処理は衛生・防疫の観点から、避難所開設当初からの対応が必要となる。そのため、

- ① 衛生・防疫について十分配慮して処理を行うこと。
- ② 災害時の混乱を想定して特例的な排出・収集・方法等を検討しておくことを基本として処理することとする。

### (2) 生活ごみ発生量

生活ごみ発生量は、平常時と同等とする。しかし、発生量は、同等であっても、災害時の生活ごみは、プラスチック包装材やPETボトルなどの成分が増加することが予想される。

避難所ごみの発生量推計を表46、表47に示す。なお、発生量推計の推計式は資料編に示す。

表46 避難所ごみの発生量推計（南海トラフ巨大地震）

時間経過	避難所避難者数（人）	避難所ごみ（t/日）
1日後	7,700	7.12
1週間後	8,400	7.77
1ヶ月後	3,000	2.78

表47 避難所ごみ発生量推計（日向灘北部地震）

時間経過	避難所避難者数（人）	避難所ごみ（t/日）
1日後	3,200	2.96
1週間後	3,200	2.96
1ヶ月後	1,500	1.39

### （3）生活ごみ処理・処分

#### ① 排出方法

災害の地域別の被害状況により「通常の排出・収集が可能な場合（地域）」と「道路の不通等により収集が不可能になったり渋滞等による収集効率の低下する場合（地域）」が想定され、必要に応じて、排出場所と排出日時を変更、指定する等の対策をとり、被害状況によっては、地域別に異なる対応をとることとする。

また、収集体制が整わず、収集しきれない生活ごみ（生ごみを除く）については、期間を定めて各家庭で保管するよう要請する。避難収容施設等大量にごみが排出される場所は、ごみの飛散防止、防疫及び収集効率を高めるために、脱着装置付きコンテナ（ロールオンコンテナ）の確保対策について検討する。

避難所において発生する注射針や血が付着したガーゼなどの感染性廃棄物について、安全保管のための専用容器の設置・管理や、収集方法に係る医療機関との調整について検討する。

#### ② 収集計画の見直し

復旧・復興時においては、避難収容施設の位置、収容人数、道路情報等の変化により生活ごみの排出状況が変化するため、必要に応じて、避難収容施設の位置、収容人数、道路情報等を入手し、生活ごみの収集計画の見直しを行う。

特に収集計画の見直しの際には、以下に示す観点を考慮する必要がある。

- ア. ごみの分別方法（資源ごみ、危険物等、その他生活ごみ）
- イ. ごみ発生量
- ウ. 地域別被災程度
- エ. 収集・運搬ルート、収集頻度（搬入先の調整、各現有施設の稼働状況、ピット残量）
- オ. 収集効率の低下、収集能力の不足への対応（不足する分については、近隣市町村や一般廃棄物収集運搬委託・許可業者及び産業廃棄物処理業者を含め効率的な収集計画を策定する。）
- カ. 他の市町村、業界団体への支援要請
- キ. 夜間収集等の検討
- ク. 通常の処理体制へ戻る時期

### ③ 収集・運搬

生活ごみは、発災後の都市機能の麻痺状態を勘案しても、発災後3～4日後（特に夏季は早期の取り組みが必要）には収集・運搬を開始することを目標とする。

災害時には、カセットボンベ等の処理に支障をきたすものや、多量のガラス、陶磁器くずなど運搬や処理に支障をきたすものが生活ごみに混入する可能性がある。よって、生活ごみの収集・運搬に当たって、災害時特有のごみ質の変化に留意し安全作業に努めるほか、役割分担、作業内容を明確にし、安全作業に努める。

### ④ 処理・処分

生活ごみの仮置は行わず、原則として現有施設において速やかに処理・処分を行うこととする。ただし、現有施設が被害を受けて稼働不可能な場合や処理能力が不足する場合は、他の市町村、業界団体等への支援要請についても検討する。

## 第7節 適正処理が困難な廃棄物の処理について

適正処理が困難な廃棄物のうち、産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。

また、一般家庭から排出されるものは、災害発生時に排出量の増加が予想されるため初期段階からその適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するPCB廃棄物、アスベスト及びその他適正処理困難廃棄物の処理方針はそれぞれ次のとおりである。

### （1）PCB廃棄物

仮置場・集積所においてPCBが含まれる可能性のある廃棄物が発見された場合には、まず鍵付きの隔離できるスペースにおいて一時的な保管を行った上で、実際にPCB廃棄物かどうかを確認する。

PCB廃棄物でない場合は、他の廃棄物と同様の処理を行い、PCB廃棄物である場合は、

県に相談し、県と日本環境事業株式会社（J E S C O）で協議の上、処理方法を検討することとする。

例えば、製造時期が古い（主に昭和30年前後～40年代）変圧器（トランス）やコンデンサ等の電気機器には有害物質であるPCBが含まれている可能性があるため、一次仮置場内の安全で搬出しやすい場所にまとめて保管する。

現場においてPCBの有無が判断できない場合は、PCB廃棄物とみなして対応する。

PCB使用機器である場合は、最寄りの県保健所に連絡し、当該機器に関する基礎情報（現在の存在場所、大きさ、台数、状態（破損や漏れの有無）、銘板記載内容（製造年、機種名、メーカー名、型式、製造番号）等）を可能な範囲で報告し、担当者の指示に従うこととする。

破損等があるPCB使用機器については、防水性のビニールシート等で機器体を包装した上で区分し、移動させないような措置をとる。また、作業員の安全を最優先とし、素手で触れない、できるだけ近づかない等慎重に対応するなお、一時保管の際は、以下の点に留意すること。

- ① 保管場所にはPCB廃棄物の保管場所である旨表示する。
- ② PCB廃棄物は屋内で保管するか、屋内の確保ができない場合は、密閉容器に収納する、防水性のビニールシートで覆う等、風雨にさらさず、PCBが飛散、流出、地下浸透等しないよう対策をとる。
- ③ PCB廃棄物に他の廃棄物が混入しないよう、仕切りを設ける、区分して保管する等の措置を実施する。
- ④ 地震等によりPCB廃棄物や収納容器が落下、転倒しないよう措置する。

## （2）アスベスト（廃石綿等）

アスベストが廃棄物として発生した場合、飛散性のものは特別管理産業廃棄物の廃石綿に該当し、一方、非飛散性のものは、産業廃棄物のがれき類に該当することになる。

災害時に廃棄物として発生するアスベストについても、通常時の産廃処理に準じて、産業廃棄物処理業者に委託の上、適正処理を行うことが妥当である。そのため、アスベストまたはアスベスト含有の疑いのある物が確認された場合は、以下のとおり保管・処理を行うこととする。

- ①アスベストが飛散しないよう散水等により十分に湿潤化する。
- ②災害廃棄物からアスベストまたはアスベスト含有の疑いのある物を確認した場合には、アスベストであることを明記し、フレコンバッグ等丈夫な容器に入れ、その他の廃棄物と混合することがないよう区分して保管、運搬し、仮置場・集積所にはアスベスト

の保管場所である旨表示する。保管は、他の廃棄物からは隔離して保管する。

③産業廃棄物（飛散性アスベストの場合は特定管理産業廃棄物）処理業者に処理を委託する。

④管理型最終処分場に埋立処分する。

### （３）その他適正処理が困難な廃棄物の処理方針

その他適正処理が困難な廃棄物留意事項は、表 48 のとおりとする。

表 48 有害・危険性廃棄物処理の留意事項

種類	留意事項等
石膏ボード、スレート板などの建材	<ul style="list-style-type: none"> <li>石綿を含有するものについては、適切に処理・処分を行う。石綿を使用していないものについては再資源化する。</li> <li>建材が製作された年代や石綿使用の有無のマークを確認し、処理方法を判断する。</li> <li>バラバラになったものなど、石膏ボードと判別することが難しいものがあるため、判別できないものを他の廃棄物と混合せずに別保管するなどの対策が必要である。</li> </ul>
廃船舶	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災船舶の処理は所有者が行うことが原則であるが、「災害その他の事柄により特に必要となった廃棄物の処理」として町が行う場合は国庫補助対象となる。</li> <li>船舶に表示された船舶番号等の情報を基に関係窓口に所有者情報と被災船舶の取り扱いについて意思確認を行う。環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-10】</li> </ul>
水産廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生の確保を念頭におき、まず腐敗物への対応を優先し速やかに排除、または腐敗を遅らせる措置（石灰配布など）をとる。</li> <li>緊急度に応じて、し尿施設等への投入、焼却、海洋投棄の方法を関係法令に留意し衛生環境を確保しながら行う。環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-11】</li> </ul>
漁網	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁網には錘に鉛などが含まれていることから事前に分別する。漁網の処理方法としては、焼却処理や埋立処分が考えられる。ただし、鉛は漁網のワイヤーにも使用されている場合があることから、焼却処理する場合は主灰や飛灰、スラグなどの鉛濃度の分析を行い、状況を継続的に監視しながら処理を進める。</li> </ul>
漁具	<ul style="list-style-type: none"> <li>漁具は破砕機での破砕が困難であるため、東日本大震災の一部の被災地では、人力により破砕して焼却処理した事例がある。</li> </ul>
農林・畜産廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> <li>家畜ふん尿は肥料化、家畜死体は化製場等で適正に処理する。</li> <li>緊急度に応じて、し尿施設等への投入、焼却、埋立等を関係法令に留意し衛生環境を確保しながら行う。環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-12】</li> </ul>
肥料・飼料等	<ul style="list-style-type: none"> <li>肥料・飼料等が水害等を受けた場合は（港の倉庫や工場内に保管されている肥料・飼料等が津波被害を受けた場合も含む）、平時に把握している事業者へ処理・処分を依頼する。</li> </ul>
テトラクロロエチレン	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に関する基準を越えたテトラクロロエチレン等を含む汚泥の埋立処分を行う場合は、原則として焼却処理を行う。</li> </ul>

種類	留意事項等
危険物	・危険物の処理は、種類によって異なる。(例：消火器の処理は日本消火器工業会、高圧ガスの処理は県エルピーガス協会、フロン・アセチレン・酸素等の処理は民間製造業者など)
廃自動車	・被災自動車の処分は、原則として所有者の意思確認が必要。 ・被災自動車を撤去・移動し、所有者もしくは引取業者へ引き渡すまでの仮置場で保管する。環境省災害廃棄物対策指針 技術資料【技24-8】
太陽光発電設備	・太陽電池モジュールは破損していても光が当たれば発電するため、感電に注意する。 ・感電に注意して、作業に当たっては、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・可能であれば、太陽電池パネルに光が当たらないように段ボールや板などで覆いをするか、裏返しにする。
蓄電池	・感電に注意して、乾いた軍手やゴム手袋、ゴム長靴を着用し、絶縁処理された工具を使用する。 ・電気工事士やメーカーなどの専門家の指示を受ける。
その他	・能登半島地震では、液体（灯油・調味料・薬剤）がしみ込んだ木材への対応が課題となったため、留意する必要がある。

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）p.2-45、表 2-3-1、他技術資料を編集

## 第8節 公費解体について

損壊家屋等の解体は、本来、所有者の責任において行うものであるが、災害復興に当たっては、災害等廃棄物処理事業費を活用して全壊家屋の解体を実施する。特定非常災害については、半壊家屋等まで補助対象が拡大されるため、補助対象の適否は、災害発生後の環境省の通知等を確認する。

公費解体については、「公費解体・撤去マニュアル 第2版 令和6年2月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室」を参考とする。

表 49 災害廃棄物処理事業費補助金の対象

区分	全壊	半壊
撤去・解体	適用	場合により適用
運搬	適用	適用
処理・処分	適用	適用

図 13 に公費解体の手順を示す。撤去・解体棟数が多い場合は事務量が膨大となるため、庁内他部署からの協力を得て体制を構築する。また、都道府県や他自治体からの支援を得たり、補償コンサルタントへ委託することを検討する。

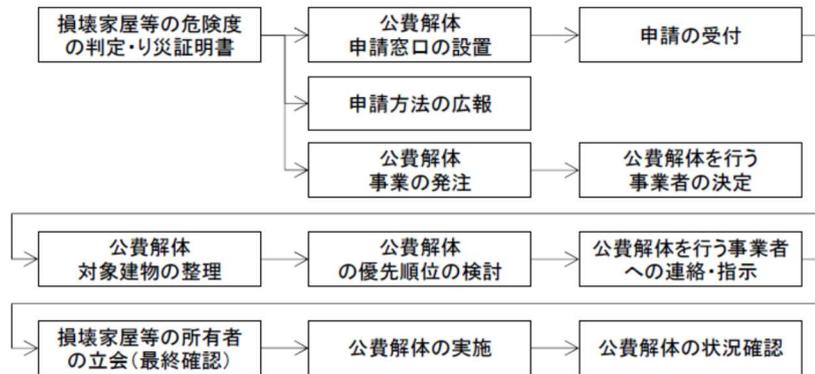


図 13 公費解体の手順

## 第 9 節 し尿処理について

し尿は、以下に定めるところにより処理する。

### (1) 基本的考え方

災害時においては浄化槽の被害等で水洗トイレが使用できなくなる可能性が高い。

また、し尿の処理は衛生・防疫の観点から、災害発生直後から迅速な仮設トイレの配置、収集運搬等の対応が必要となる。そのため、

- ①し尿の発生量を適正に予測しておくこと。
- ②衛生・防疫について十分配慮し処理すること。

を基本とし処理することとする。

### (2) し尿の発生量

し尿発生量及び仮設トイレ必要基数について表 50、表 51 に示す。発生量推計方法は資料編に示す。

表 50 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数（南海トラフ巨大地震）

時間経過	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)
1 日後	22, 167	158
1 週間後	23, 185	167
1 ヶ月後	14, 572	96

表 51 し尿発生量及び仮設トイレ必要基数（日向灘北部地震）

時間経過	し尿発生量 (L/日)	仮設トイレ必要基数 (基)
1 日後	17, 106	115
1 週間後	14, 139	92
1 ヶ月後	6, 267	32

### (3) し尿の処理・処分

し尿に関しては、がれき等や生活ごみの処理と異なり、災害発生直後から仮設トイレの設置が必要となることが予想される。よって、速やかに情報を収集し、仮設トイレの配置計画、収集運搬計画を策定し、仮設トイレの設置及び収集運搬の対応を行わなければならない。

また、資機材が不足する場合は速やかに協力支援体制を整えるよう努める。

#### ①仮設トイレの配置計画の策定

応急時のし尿の処理対策は、仮設トイレの配置計画の策定、仮設トイレの確保及び避難収容施設等への配置である。

仮設トイレの設置は、協力業者に対して配置先、配置基数及び道路状況を示し設置を指示する。

また、被害状況等の詳細な情報の入手には時間がかかることも予想されるため、搬送可能な所から順次設置し、避難収容施設の収容人数や水道の被害状況等の情報を入手次第、不足分の仮設トイレを配置する等の対応が必要となる。

#### ②収集運搬計画の策定

仮設トイレの配置先、配置基数及び処理先（投入施設）及び道路状況から収集運搬計画を策定する。

#### ③協力支援の要請

資機材・人材の確保は、速やかに不足分を算定し、協力支援により不足分を補うこと。

#### ④簡易トイレの整備

南海トラフ巨大地震や日向灘北部地震が発生した場合には、近隣自治体も被災しており、国のプッシュ型支援までに仮設トイレを必要基数まで設置することは難しいと考えられる。また、過去の災害の例を見ると仮設トイレを設置したが収集運搬がうまくいかず使用不可になった事例も多くある。そこで、門川町備蓄計画に基づき、簡易トイレを備蓄する。令和7年度末時点において簡易トイレを297個（整備率102%）、トイレテントを254個（整備率86%）、携帯トイレを47,000枚（整備率64%）各避難所の防災備蓄倉庫に整備している。

#### ⑤処理・処分

し尿は、次のとおり処理することとする。

- ・門川町衛生センターのし尿処理施設による処理を基本とする。
- ・し尿処理施設が使用できない事態になった場合は、他市町村の支援など適切な処理方法を検討し、処理計画を策定する。

#### (4) し尿処理施設等

本町における災害時のし尿処理施設・収集運搬業者は次のとおりです。

##### し尿処理施設

施設名	設置者	一般／ 産廃の 別	施設区分	処理の方法	処理能力 ※処分場の場合 は、計画容量およ び残余容量	処理 対象物	施設所在地
門川町衛生 センター	門川町長	一般	中間処理	好二段 標準脱窒素	40kl／日	し尿	門川町大字門川 尾末 2998 番地 1

##### 収集運搬業者（門川町一般廃棄物収集運搬許可業者）

事業者名	住所	許可内容 (一廃／産廃の別)	所有車両	
			台数	種類
(有)首藤工務 店	門川町中須 2 丁目 3 6 番地	一廃	4	2 t パキューム車 2 3 t パキューム車 2

#### 第 10 節 風水害における処理対応

風水害は、地震災害と比較すると局地的になり、災害廃棄物発生量が地震と比較して少ないことから、基本的には地震災害時の対応方針に準じるものとする。しかしながら、通常のごみと比較すると水分を多く含むなどの特徴を有することから、収集運搬・処理にあたって、留意する必要がある。

また、特に重要となるのが、発災後速やかに仮置場の位置情報や、搬入・分別のルール等を周知することである。風水害では、床上・床下浸水家屋が多いため、水が引いた直後からごみが排出される。このため、適切に行わない場合、必要以上の処理期間やコストを要することとなる。これらの留意点を踏まえ、適切に対応することが必要である。

水害廃棄物対策の特記事項を表 52 に示す。

表 52 水害廃棄物の特記事項

区分	内容
水害廃棄物の 特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>水害廃棄物は、水分を多く含んでいるため、腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生するなど時間の経過により性状が変化する場合があることに留意し、保管及び処理方法には事前に対策を検討し、災害廃棄物の種類ごとに優先順位を決め、処理スケジュールを事前に作成する。</li> </ul>
処理施設等の 対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>水没する可能性のあるくみ取り便所の便槽や浄化槽についての対策を、事前に検討しておく。</li> <li>洪水ハザードマップにより一般廃棄物処理施設等の被害の有無を想定し、事前に対策を行う。</li> </ul>

区分	内容
収集・運搬、保管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象情報等に注意しながら発災前に収集運搬車両を避難させるなど対策を行う。</li> <li>・ 洪水ハザードマップを参考に、発災後に収集・運行可能なルートを検討する。</li> <li>・ 広域処理を想定した搬出先へのルートについて、洪水ハザードマップを参考に事前に検討する。</li> <li>・ 仮置場については、水害の特性（河川敷の使用が困難であることなど）に配慮する。</li> </ul>
危険物・有害物質等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害時には、薬品類や危険物が流出する可能性があるため、事前に保管場所等について地図で把握し、流出しないよう対策を行う。</li> </ul>
情報の収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災市区町村が収集すべき情報として、浸水状況（床上・床下・倒壊棟数）を把握する必要がある。</li> </ul>
収集・運搬、保管、処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害廃棄物は、衛生上の観点から、浸水が解消された直後から収集を開始することが望ましく、特にくみ取り便所の便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速な対応が必要である。</li> <li>・ 水害時には、水分を含んで重量がある畳や家具等が多量に発生し、積込み・積降しに重が必要となるため、平時より収集作業員及び車両等（平積みダンプ等）の準備が必要である。</li> <li>・ 洪水により流されてきた流木等、平時は市区町村で処理していない廃棄物についても、一時的に大量に発生し、道路上に散乱し、又は廃棄物が道路上に排出されるなど、道路交通に支障が生じた場合は、優先的に道路上の廃棄物等を除去する。</li> <li>・ 水分を含んだ畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、火災や腐敗による二次災害等への注意が必要であり、早期に資源化や処理を行う必要がある。消毒・消臭等、感染症の防止、衛生面の保全を図る。</li> <li>・ 畳、カーペットは、保管スペースや早期の乾燥を図るためカッターによる切断（1/4程度に）等の対応をすることが望ましい。</li> <li>・ 水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽は、速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒を行う。</li> </ul>
保管、選別・破碎、焼却処理等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水害廃棄物は、土砂が多量に混入する場合がある。処理に当たっては、水分の影響で木くず等に付着した土砂分の分離を難しくすることから、水害廃棄物の保管方法や分別・破碎方法等の検討が必要である。</li> <li>・ 水分を多く含んだ災害廃棄物を焼却することで焼却炉の発熱量（カロリー）が低下し、助燃剤や重油を投入する必要があることがある。</li> <li>・ 大量の濡れた畳の処理に当たっては、焼却炉のピット内での発酵による発熱、発火に注意をする必要があり、一度に多量にピット内に入れないようにする。</li> <li>・ 水没したくみ取り槽、浄化槽を清掃した際に発生する浄化槽汚泥については、原則として所有者の責任において、許可業者と個別の収集運搬の契約による処理を行う。</li> </ul>

出典：環境省災害廃棄物対策指針（平成30年3月）P2-18、P2-36、P2-49を編集